

令和7年(2025年)3月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和7年3月3日(月)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年3月14日(金)

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

早退議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

3 番 岡 村 哲 雄	4 番 大 西 瑞 香
-------------	-------------

議事の顚末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3 番 岡村哲雄議員

4 番 大西瑞香議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日の質問者は 4 人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は 30 分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第 50 条ただし書きにより、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について 1 項目ずつ質問することも可能であります。

町長等による反問については、会議規則第 51 条の 2 の規定により認めることとし、反問に対する答弁の時間は議員の持ち時間に含めないことにいたします。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、お礼の言葉を述べないよう十分注意していただくようお願いを申し上げます。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数値的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力をくださるようお願い申し上げます。

それでは、5 番 原隆伸議員の発言を許します。

5 番 原隆伸議員。

5 番 原隆伸議員

改めまして、おはようございます。

ただいまから一般質問をさせていただきます。会議規則第 61 条第 2 項の通告に従いまして、許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、大きなテーマとして紀北町の諸課題への取り組み姿勢についてでございます。質問は、町長、副町長、担当課長にさせていただきたいと思っています。資料については、要求しました資料は古里温泉の実績表、けいちゅうの改修費一覧表、ふるさと納税実

績表、返礼品実績表でございます。

それでは、町内での諸問題・諸課題についての取り組みについて、住民にとって安全・安心でかつ納得できる行政が行われているのかどうか検証したいということで、1番目としまして、環境問題についてご質問させていただきます。

内容は、環境問題で3点でございます。

1番目としまして、一般廃棄物運搬業及び清掃管理の許可を受けている業者に対して、町はどのような管理や指導を行っているのかお聞きしたいということでございます。答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様おはようございます。今日も1日よろしくお願い申し上げます。

管理や指導についてということでございます。町民のし尿処理を安定的に確保することを最優先に考えて、事業者への指導を含め、しっかりと対応いたしたいと考えております。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

かつて紀北町では、一般廃棄物運搬業の新規参入の可否について、議会と行政が訴訟事件を起こしたことがありました。結果は、現状のように海山、紀伊長島、各1社となっております。町は、公平性、住民の安全・安心のためにどのような指導を行っているのか、答弁願います。

また、料金の計算根拠となる容量及び基準単価などの周知はどうなっていますか、答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長から答弁いたさせます。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

し尿処理の収集に関しましては、紀北町一般廃棄物処理計画に基づきまして、海山地区1社、紀伊長島地区1社で定めて運用しています。

それから料金につきましては、直接紀北町が行う業務及び委託業務ではないため、紀北町では把握をしておりません。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

私いろいろと調べましたら、奈良県の御所市というところがございます。御所市では、料金改定の広報をしておりますということで、広報の中でいろいろそこら辺を詳しく述べられていました。

当町も公平性の観点から、広報することをお考えになられたらどうでしょうか、答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前もそういったご質問をいただきました。そこで我々といたしましては、公正取引委員会に確認をいたしました。そういったことで許可業者が1社であろうと2社であろうと、町が直営や委託で行っていない事業の価格表を町で作成することは、独占禁止法に抵触するのではないかとこの正式な回答をいただきました。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

公正取引委員会に引かかるような、そういう広報の仕方をする必要はないと思うんです。計算根拠を示すという、そういう仕様書的なものを公表するということです。広報するということです。そこら辺を広報できるようにしたほうが、今後、行政という点で最もいいかなと思っています。

なぜそういうことを言うかといいますと、海山の業者については、某店舗において不適切な事案が発生し訴訟問題が発生しました。また、別件で不法投棄も発生して、刑事事件となっております。同社に対し不信感が高まっております。

一般廃棄物処理法は罰則規定も定められております。不信感の払拭のために広報すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたように、広報的に幾らということとはあまり適切ではないということで、我々はそれに従っているわけなんです、料金の違いはそれぞれの会社の運営方式、そういったもので多少の違いはあろうかと思えます。

そういった中で、我々のお願いということでしておりますのが、公共料金であるので、なるべく収集させていただきお客様の料金についての理解をいただきながら収集していただきたい、そのようにお願いをしております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

最近、住民のところに値上げの話がいつているみたいなんですけれども、先ほど言ったような事案があって、住民の間に不信感が高まっている。その説明の仕方もあまり適切と思えないような説明を行ったみたいでございまして、非常に不信感があると。その不信感を払拭するための何らかの方法を行っていただきたいと、そのように考えます。

それなりのことをお考えいただくということで、この件はここで置かせてもらいます。

ロとしまして、上里の町条例を無視した残土搬入の実態と、今後の実効性ある対応について、町長の所見と解決策を提示していただきたい。区長及び区役員には大変な心労をおかけしたと思います。特に、地元住民の不安払拭と、区長などへの感謝の意と問題解決への決意について、答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

上里地区への新たな土砂の搬入は、現在確認はされておられません。町条例に抵触している2か所については、全協でもご説明をさせていただいたとおりでございます。

また、上里地区の皆さんには、事あるごとに区の役員方とお話もさせていただいて、説明もさせていただいております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

今後このようなことが起こらないように、何らかの対策を講じる必要があろうかと思うんです。例えば、条例改正などの施策について、今後、もう少し深めたことをやっていくとか、そういうことを考えているようなことがございましたら、ご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々としては、条例違反のないようにしっかりと監督というか、注視したいと思います。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

上里周辺の住民や区の役員が安心できるようなことをやっていただければと考えまして、この件はこれで置かせてもらいます。

3 番目としまして、ごみの分別について、住民への周知とその対応について、現実的な受け入れ体制は整備されているのかをお聞きしたいということでございます。

ごみの分別することについては、この間の広報きほくの3月号で記載されておりましたですけれども、ごみを分別することによってかさが増えるので、収納ボックス内に収納できない状況が生じる可能性があるんじゃないかということで、今後どういうふうにしたらいいのか、そこら辺、具体的な考えがございましたらご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ごみの分別につきまして、軟質プラスチックの分別を1月から始めさせていただきました。その効果については昨日もお話しさせていただいたので、ただ、議員おっしゃるように、今試験的なのということで、網の袋を入れておりますので、あそこに入りきらないとか、どこへ置いたらいいのか。

それともう1点が、きれいに洗っていないときにカラスなどがつついて散らかるとか、そういういろいろなご意見をいただいておりますので、それを前向きに捉えて、今後どうして

いくつかということをしかりとやっていきたいと、そのように思います。

また、チラシ、これも昨日の質問の中で出たのですけれども、チラシも度々出させていた
だいて、軟質プラスチックのイエス、ノーで、これは何に当たりますよとしていますし、あ
とは3Rのアプリですね。あれで質問を入れると、どう処理すればいいかというようなこと
もできるようになっています。

また、ごみの軟質プラスチックが分別されるようになってから、ごみの出前トークですね、
そういったもので説明してくださいということもあります。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

私はコンビニへ行行って弁当などを買うんですけれども、発泡スチロールが入っていたり、
金属、アルミとか、そういうものが入っている場合があります。そこら辺、一例ですけれど
もコンビニで例えば弁当などを買った場合に、いろいろなものが出てくると思うんですが、
一例で、その処理の仕方についてお教え願えれば幸いなんですが、よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一例というか、それぞれの部分で、アルミとか違いますので、これは先ほど申し上げたよ
うなところで書いてありますので、やむを得ない部分は、例えば、剥がしにくいペットボト
ルで、この「銚子川の水」もそうなんですけれども、あれは物すごく剥がしにくいのです。
それで担当課には、剥がしやすいようなシールにしてくださいとお願いしているんですけれ
ども、それぞれによってそれぞれの分別の仕方がありますので、一概には言えませんが、先
ほども申し上げた意識を持っていただきたい。

それと、町民の皆さんにとって、分別というのは確かに負担がかかるんです。だから、ま
あいいやという気持ちをなくすように広報しながら、そのときにも分別はこうするんですよ
ということを啓発していきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

それでは次に、観光政策についてお聞きします。

来訪者の印象や、再来訪していただけるリピーターですね、リピーターとなってもらうための努力はどのようにして行われており、実体としての満足度はどうであったのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

観光政策についてでございます。来訪者の方、リピーターをとということでございますので、なぜ紀北町を選んでいただいたとか、まずそういう調査もいたしております。来訪者の印象といたしましては、観光プランの作成に当たってアンケート調査を今行っている最中でございます。紀北町単体の来訪調査はまだでございますが、まだ公表できるような段階ではございません。

東紀州地域振興公社が令和6年3月に公表した観光施策等利用者調査報告書によりますと、東紀州地域を訪れる目的は、「自然や景観を見て回る」、「おいしいものを食べる・グルメ」、「世界遺産熊野古道」が上位を占めております。

また、来訪者の声といたしまして、「紀北町の美しさがとてもよかったです」、「夏は何回も来ています」、「海鮮がとても新鮮でおいしかったです」、「県外では食べられない魚も多くとても満足です」、「自然が豊かで地元の方の人柄がよかったので長期滞在したいと思いました」、こういう意見がございますので、こういうところを磨き上げて、それをもっともっとアピールしてお越しいただくと、そのようなことでリピーターを確保していきたい、そのように思います。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

紀北町のほうへも結構いろいろと来訪者が多くて、にぎわう場合が多いんですけども、来訪者が多過ぎてオーバーツーリズムになっているような感じで、駐車場とか、そういう問題がいろいろと起こっている可能性が強いときをよく感じるのですけれども、警察官の人も大変だと私感じるんですよ。

ここをこういうふうにしたら、あまり警察官に負担をかけなくてもいいんじゃないかというようなところを感じる時もある、私はあるところで警察の方をお願いしたら、紀北町はPRして人がたくさん来るのは当たり前だと、それぐらいのことも分からなくてやっても

らったら困るなど言われたことがあるんですけども、そこら辺を考えると、今の三重交通の車両などのPR費を削減して施設整備費に回したらどうかと、海開きのときはよく行ったのですけれども、行ったら施設が整備されてないところが随分ありまして、それを提言すると金がないと言われることが3か所ぐらいございました。

だからそこら辺を、海開きなどは前から分かっていることでございますので、そこら辺を予算を組んだり何なりして、本当に予算がないのならPR費を削減するとか、次のふるさと納税に力を入れるとか、そういうふうに行っていく必要があるんじゃないかと思うんですが、そこら辺について答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の議員の発言、もし警察官がそんな物の言い方をしたのなら、町に対して大変失礼な物の言い方をやっているなと感じたので、我々は警察と、県道とか国道の管理をされる方、そういう人たちと調整をしながら行っているつもりでございますので、警察官にもご理解をいただきながら、これからこういったイベント等についてもやっていきたいなと思っております。

それで、お金のことについては、それぞれの目的があって、それぞれの目的に見合ったものをやりますので、それを削って、削れるものは削ればいいんですけども、そこに必要であれば、そこに予算をかける、優先順位を選びながらやっていけばいいことだと思っておりますので、PRはまだまだ我々から見れば、一時的な1回きりのイベントは確かに多くは集まりますけれども、町に少しでもお金をもたらすような体験型、宿泊型のお客様に来ていただかなければいけないので、そのところはまだまだPRは足りないことだと思っております。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

警察官を擁護するわけではないんですが、親しい人だったものですから、本音を語ってくれたんだと私は解釈しますので、それが本音だと解釈してください。仕事とはまた別の部分があるかと思うので、そこら辺を配慮していただければ幸いと存じます。

また、お金がないというようなことを言われたことがありますので、次に採算性の実態は

どうなっているのかということで、古里温泉とか、失礼しました、ふるさと寄附金のほうを先にいきます。

（「ふるさと納税のところですか、飛ぶの」と呼ぶ者あり）

5 番 原隆伸議員

採算性のところの古里温泉とけいちゅうについては、ちょっと後に回させていただきます、回すとおかしくなってくね、ごめんなさい、議長、すみません、このとおりいきます。

古里温泉とけいちゅうの採算性の実態はどうなっているのかお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

古里温泉とけいちゅう等についてのお話でございます。

施設運営については、お客様へのおもてなしを基本として日々の点検、清掃をしっかりと行いながら、より多くの方に来ていただけるように工夫、PRを続けているところでございます。利用者の皆様のお声や現在の運営状況等を踏まえながら、今後の古里温泉についての検討を引き続き進めていきたいと、そのように考えております。

けいちゅうについても、施設運営については、現在、海山において管理運営を委託しております。今年度より集落支援員を配置し、島勝地区の活性化とともに施設への集客に力を入れていただき、少しでも利用客が増えてほしいと願っているところでございます。

採算については、古里温泉もけいちゅうも、地域もしくは住民のために必要な施設でありますので、以前からも申し上げておりますが、黒字を出せる事業であれば、もちろん民間が担っていただければよろしいんですが、単なる経済効果だけではなしに、ほかの波及もございまして、その辺をしっかりと見極めながらお金を入れて、その目的に合った人たちに楽しんでもらいたいです。そうすることで紀北町の魅力を高めたいし、古里温泉であれば高齢者の方、健康をよく言っているんですけど、体を動かす方もいらっしゃれば、温泉につかることで気持ちが安らぎ、健康になれる方もいらっしゃいますので、そういった全体的な町の在り方について考えて運営をしているところでございます。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

古里温泉の収支決算の推移をちょっと見ていきますと、平成19年には利用人数が6万

1,787人おりました。平成20年は5万8,295人、平成21年はちょっと持ち直して6万4,148人になっていますけれども、平成22年は5万8,864人になっていますが、平成23年度から5万人前後までがたっと落ちています。なぜ落ちたのか、そこら辺の理由。令和元年ぐらいからコロナの関係で減っている。それで赤字も1,000万円以上になっています。

それまでは、大体平成23年度、24年度、26年度、30年度は、400万円以上の赤字となっている。あとは100万円ちょっととか200万円弱ですけども、そこら辺について、なぜ入浴者が減ったのか、そこら辺のところをどういうふうに考えているのかお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これの大きな原因は、やはり人口減少が一番だと思います。町内利用者が合併当時2万人いたわけですから。それが今1万4,000人を下回って、6,000人減ってきていますので、この人口減が一番大きな影響ではないかと思っています。

それと、新しく建てたときは、それなりの魅力もあって新しいということに来ていただいたんですが、施設も少し古くなりました。それと、もうほとんどの市町が温泉を有しておりますし、またこの近くでは、松阪近くに行くと大きなスーパー銭湯のようなものもございます。南に行くと温泉が豊富にいっぱい、至るところで温泉施設もございます。

そういったことからすると、町外からのお客様を取り込むことがなかなか難しい状況になっていますので、この人口減が一番大きな要因ではないかと思っております。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

露天風呂がなくなったのとは関係ないんでしょうか。とりあえずその1点をお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その当時私、町長ではなかったと思うんですが、露天風呂は廃止されました。町民の皆さん、そのときどういう議論をされたか分からないんですが、湯舟が小さいとか、そういったのがあったのではないかなと、それで湯舟を大きくしたんじゃないかなと思うんですが、あそこは敷地を拡張するのが大変難しい造りになっておりまして、我々も以前議員からご指摘

いただいて、3年ぐらい前かな、再検討させていただいたんですが、やはりその敷地がネックになっております。

だから、露天風呂がなくなったから減ったのかということについての因果関係は、私はちょっと分かりかねます。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

古里温泉は、確かにぬるぬるしていていい温泉ではございますが、越流しない循環式でございますので、そのぬるぬるしているのが、本当に温泉でぬるぬるしているのかという懐疑的な考えを持たれないように、要するに浴槽内の水面ですね、水面の辺りは汚れやすいですから、そこらに汚れがつかないように、また、タイルについても汚れがつかないように、汚れがつくとするならば、汚れのつかないような薬剤に変えて、そういう洗剤を使うことによってきれいにしていくというようなところを考える必要があるんじゃないかなと。

そういう現状がずっと続いているにもかかわらず、何ら改良をしていないというところに問題がある可能性もひょっとしたらあるかも分かりません。そこら辺で今後どういうふうなことを考えていく予定があるのか、ちょっと答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

日々研究しながら改善していきたいと思います。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

浴槽の美観保持対策を十分に行っていただくということで、次へ進ませてもらいます。

それと一つだけ、抜けたのですが、残留塩素の自動測定器なんですけれども、私が見た資料の中で、そこが何年ぐらいにどの項目で設置されているのかちょっと分からなかったものですから、そこら辺も改善する余地があれば改善してください。

また、令和7年度の予算の中にいろいろと入っていますので、操作盤とかいろいろやるようになっていきますので、そこら辺も加味して自動化が進んで楽なように、そしてトラブルで休業日が多くならないように。先ほどの古里温泉の売上げの低下は、休業日が多くなったせ

いだと私は考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、けいちゅうの調理場の解体修繕費というのが、けいちゅうの推移表の中にあるんですけれども、2、3年前だと思うんですが、管内視察で調理場を見に行きました。そのとき調理場の修繕をしていましたですけれども、その修繕の現場を見たときに、この調理場はずっと前から悪かった。何でもう少し早く手を加えなかったのかと。こういうものは、ちょっと問題がトラブったときに手を加えれば、それほどの金額はかからずに改善できる可能性が多いです。

だから、この修繕費について適切な時期に行えば、来たお客さんが不愉快な思いをせずに気持ちよく楽しんで行けると思うんですよね。そこら辺を十二分に考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるような、そういうご指摘があつて管理委託先とも相談して、今回調理場の改修ということになりました。これからも議員おっしゃるように、改善できるところは改善しながら、一人でも多くの方に訪れていただけるように、そのように努めてまいります。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

早めに改善すれば、あまり金額をかけずにできる可能性がありますので、よろしくお願いします。

また、観光に対して商工観光課以外の課との連携はどうなっているのか、予算の割り振りを含めて回答願いたいということでございますけれども、農林水産課との絡みとか、商工観光課の絡みはいろいろあると思うんです。その中で商工観光課の考え方を優先すべきところ、商工観光課の考え方がどうも行き届いていないような気がしますので、そこら辺の連携はどういうふうになっているのか、答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

観光的なものは観光課がしっかりトータル的にはやっているんですが、施設がそれぞれの

予算を国や県の予算を使った関係もあって、その施設の管理の課は別々になっている部分もございます。しかし、観光施策全体は、やはり商工観光課のほうでやっていただいておりますが、その連携については連携協力しております。

そして今、協力隊員は施設に関わらず、全体論の中で観光的にPRをしていただいております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

ある海岸ですけれども、便所が調子悪いということをお聞きしまして、便所へ見に行きましたら、便所どころかその建物自体がもう何とかしないと、とてもじゃないが人様に見せられるものではないというようなところに出くわしました。

もう海水浴の人が来るような時期になってしまったんですけれども、このままでは便所というのはみんな行きますので、行くたびに不愉快な思いをされてはいけないということで、県のほうへ行まして、年内に何とか手を加えさせていただきたいという許可を得まして、とりあえず、もう本当にみっともないところは回避したんですけれども、その中で、その作業中に便所が調子悪いということを聞いていたんですけれども、雨水の排水管が浄化槽に水が入るようなところに排出されていたので、それを改善することによって解決できました。

業者さんとかいろいろ言われていると思いますけれども、そこら辺についても、現場を見て本当にそうなのか、また専門家とか、そういう人に細かく聞いて対応していただきたいと思うんです。私が見て対応した分は、2、3年そういう状態が続いているようなことを聞いたんですけれども、何も問題なく一つの工夫で解決できるような現場でした。そこら辺は今後注意していただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私も何度か行っていまして、恐らく古里の海岸のトイレだと思うんですが、十分認識しております。去年の夏の海開きのときも東県議と共に一緒に見て、この状況は良くないと、何とか改善をしてくださいということで、今、議員おっしゃったような改善策もやっていたっているものと思っておりますが、私としては抜本的なトイレの建替え等をお願いできな

いですかねというようなお話もさせていただきました。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

今現在は抜本的な対策ではなく、とりあえず最低限の恥をかかないところにしてありますので、県と相談して抜本的な改善をしていただきたい、そのように思います。

それでは次に、ふるさと納税と返礼品の拡充策について質問させていただきます。

ふるさと納税の事績と使い方について、それから、ふるさと納税の返礼品充実のための産業振興策について、この2点について答弁を求めます。以上よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員には、さきの9月定例会において答弁させていただきました。そういう中で、状況的にはまだ大きな変化はございません。今、起業人制度を利用して募集もしていくんですが、なかなかそのところもうまく令和6年においては募集で決定ということにならなかったの、これからもそれを継続しながら起業人制度も活用してやっていければいいなと思っているところでございます。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

ふるさと納税については納税していただけることと、それからそういう人たちがリピーターとなって、またしていただく、そういうふうな形の積み重ねであろうかと思います。その中で紀北町は、どうしても有名な返礼品というんですか、そういう歴史ある返礼品というのが少ないということがございますので、そこら辺の今ある返礼品のものをもっともっと充実させていく、それから新しく開発し、そういう人を育てていくというか、そういうことをすることによって、ふるさと納税の拡充につなげていくことが必要ではないかと思います。

それから、ふるさと納税の事績と使い方について、商売で言えば、その部門で稼いだ金をそこへ入れれば、その分野で伸びられるというようなことをよく言われています。そういうような使い方をしないと、民間においてはつぶれる可能性があるとか、そういうようなことをよく言われています。

そこら辺でふるさと納税の返礼品の開発と、それからふるさと納税の働きかけ、それで小さくやっていて期間限定とか、数量限定というのがあるかと思うんです。そういうものも掘り起こして返礼品にしていく、そしてそれがある程度採算ベースに乗ってくれば、人員も、また規模も拡大できると思うんです。そうするとそれがふるさと納税の充実につながっていくんじゃないかと。そこら辺でふるさと納税をした人の思いに応えられる使い方をすること、またしようかという気にさせるということもございますので、そこら辺の思いをつかんだ施策をやっていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ふるさと基金のほうへ積み立てて、それでいろいろ回しているわけなんです。そういうことからすると、議員おっしゃったように、しっかりと人も充実させ、商品も充実させ、その商品のブラッシュアップをして質を上げていく、これは必要なことでございますので、頑張っていきたいと思います。

ただ、ふるさと納税は経費率の問題がございますので、そこからちょっと、ある大阪の市がちゅと過度にやりまして、そこからの調整が紀北町も難しくなった部分もございまして、一時期がくつと下がったのもそういう理由でございます。

そういったものも十分踏まえた上で、議員がおっしゃるように、しっかりと人も商品も充実させ、そしてPRもし、経費率もギリギリまで使いながらも商品のアピールをしていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

先般、テレビを見ていましたら、その問題について総務省の取組について、裁判所が違憲というんですか、そういうような判断を下したような感じを受けるテレビ放送がございましたですけども、そこら辺と、それから今回、企業版の取組が今度の予算に入っていましたですけども、そこら辺について、このふるさと納税との絡みでどういうふうにしていくのか、何か構想があればお聞きできれば幸いなんですが、ご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課より答弁いたします。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

今回、上程させていただきました企業版のふるさと納税についてでございますが、これはこれまでの一般のふるさと納税とは違いまして、返礼品とかもないわけなんですけれども、やはりふるさと納税は貴重な自主財源になっておりますので、少しでも町の財政の助けになるようにという思いもありまして、今回計上させていただきました。

ただ、寄附していただけるというふうなことで、そういうことをいろいろとPRしていくためには、そういった方たちに対する思いというのをくみ取る必要があると思います。そういったことにつきましては、どちらも一緒だと思いますので、どんどんいろいろ町のことをPRしながらやっていきたいなというふうに思っています。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

それでは、次に進ませてもらいます。

林業政策についてですけれども、この間、ある地主から、地主の了解なく森林組合が立木に印、テープみたいなものですか、そういうものをつけているとのことをお聞きしましたけれども、どういうことなのか、どういうことをやろうとしてどういうことをやっているのか、詳しくご説明願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

森林経営管理制度で森林環境譲与税の関係で今、森林組合のほうに業務委託をしているところでございますが、その内容については担当から答弁いたします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

森林経営管理制度によって、森林整備を始める準備作業に当たりまして、まず個人の方がお持ちの森林の人工林の部分についての森林の調査をしまして、林齢とか樹種とか、そういう情報をまず現地で調査をしております。

その後、所有者の聞き取りをしまして、現地の測量等の業務をしまして、最終的には採算が合わない、手入れの行き届いてない山につきましては、町のほうで1回間伐するか、それとも利益が上がるような山でしたら、地元の林業事業体さんのほうに町が森林整備をつなぐという取組をしております。

議員ご指摘のこの印なんですけども、今現在、幾つかの調査地区でやっているんですけども、馬瀬でもやっております。聞き取りでは馬瀬のほうでこの印の話が出たということなんですけども、森林の調査の事業着手前には、森林組合から各所有者様に事業調査の内容等について事前に文書で送付をしておりますけれども、中には行き違い等もあると思いますので、今後はより丁寧な対応に努めたいと思っております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

本来、森林組合さんが作業する場合に、地主に了解を得てから、地主も境界がありますので、下手にテープを巻いてしまうと、境界が変な争いの元になる可能性もございますので、そこら辺、地主の了解をきちんと得ないとトラブルの原因になるということを認識の上で、今後やっていただきたいと思うんです。

私、数年前、4、5年前ですか、森林組合さんでとんでもない目に遭いましたので、本当に、ある人間はうそを言うのを平気で、だからその体質が変わっていなければ、森林組合さんの今の動きと、私の考えている懸念が一致する可能性がありますので、そこら辺を今後うそのない、地主に不安感を与えないように対処していただきたいと思うんですが、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

どういうことで、そういうことが起きたのか分かりませんが、あくまでも印は作業用の目印でございますので、境界を決めるような目印ではございませんので、その理解を山

林所有者に求めていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

それでは、山林所有者に不信感を与えないような対応をしていただきたいなと思います。

それで、この件は置かせていただきます。

次に、農業政策について質問させていただきます。

高齢化によって、農業従事者の減少や農業生産力の減少が予想されております。現在、米は高騰しておりますが、今までに農業政策を見直して取り組もうというのは、なかなか困難でございましたけれども、こういう事態を踏まえて、今後農業政策をどのように取り組もうとしているのか、そこら辺の指針をお教え願えれば幸甚です。答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

農業については、中山間地域ということで大変難しい地域ではございます。そういう中、過疎化、少子化が進みまして、後継者の確保・育成は極めて重要な課題だと認識しております。そのために、本町の農業政策においては、農業生産基盤の強化、有害鳥獣対策の推進をはじめとして事業を展開しているところでございます。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

今までの農業政策は、特に大型化していないところについては、貧乏させるな百姓させよというような時代でございましたけれども、この米の高騰という事態、また日本も軍事費に力を入れる、軍事費に力を入れるということは外交に力を入れる必要がある。外交に力を入れようとする、自給自足体制を確立する必要があるというところから、根本的に農業の見直しというのを取り組む必要があり、今後そういうような動きになってくると思いますので、そこら辺をとらまえて、今まで農業機械を持っている、経営的に安定しているところは機械を買えますけれども、小さいところになったら今使っているのが壊れたら、なかなか買うことができない。そうなってくると、やりたいこともできないような状況が生まれますので、そこら辺に何かいい方法がないか、方策を考えて提示していただければ幸いです。

が、よろしくお願いします。答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

個人的な部分では、就農準備資金のこととか、経営開始資金、こういったものもござい
ます。またちょっと条件等もあるんですが、町の支援として、2ha以上とか農業協同組合、生
産組合法人、こういったものに対して農業用の高性能な機械の導入事業費ということで補助
金もございまして、そういったものも活用していただければありがたいなと思いますし、
またそういった方々が役場のほうにも相談に来ていただいたら、国や県の制度等も十分説明
させていただきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

原議員、もう時間も。まとめに入るのだったら、まとめてください。

5 番 原隆伸議員

では、町長がそういうふうな動きをしていただくということで、農業者の皆さんもかすか
に希望を持てるのではないかなと思っています。

では、そういうことで今後とも紀北町がいい町だと皆さんに思われて、それなりの公平、
安全・安心の町になるように、ひとつよろしくお願いいたします。

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。

入江康仁議長

これで原隆伸議員の質問を終わります。

入江康仁議長

次に、私が一般質問を行うため、ここで議長を交代いたします。

それでは、10時45まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 27分)

奥村仁副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

奥村仁副議長

会議規則第53条の規定による議員としての発言を議長が求めていますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議長の職務を行います。

それでは、12番 入江康仁議員の発言を許します。

入江康仁議員。

12番 入江康仁議員

それでは、議長の許可をいただきましたので、令和7年3月議会の一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問は、前回の令和6年12月議会での通告内容と同じく、引き続きの質問でございます。

1つ目は、前回と同じく海山環境衛生の不法投棄事件についてです。2つ目は、東紀州環境施設組合についてであります。3つ目は、赤羽老人ホームの改築についてであります。

それでは、1つ目の海山環境衛生についての質問をいたします。

まず私は、この海山環境衛生の不法投棄事件に対して、質問する趣旨を述べさせていただきます。

まず、尾鷲警察署に、海山町民の方々、また紀北町に多大な不利益を与えることに対して、大きな正義感を持って告発をした元従業員の方々が、海山環境衛生の役員の警察の取り調べの供述に対して悪者にされているからです。海山環境衛生の役員の供述は、告発した従業員は会社を陥れるために従業員が勝手に不法投棄をやったと言い逃れを言っているのです。

私は、この告発者は、告発すれば不法投棄の罪に問われることを覚悟して、自分の罪よりも海山町民の方々、また、紀北町に対しての不利益を与えていることに憤りを感じて告発したこの従業員の方々の正義に対して、守ってあげなければならないと思い、質問をしているのです。

この海山環境衛生の不法投棄は、今始まったことではありません。だから、この会社役員の不法投棄の指示を拒否して海山環境衛生の会社を辞めていった従業員はたくさんいます。

それでは、今述べさせていただいた趣旨を前提に質問をさせていただきます。

それでは、前回の町長の答弁に沿って質問をいたします。

いろいろな形の中で、違法行為に対しての三重県や弁護士の処分とは、どのような処分を言うのか。処分を出す前に起訴されているわけですから、前段の処分が必要と思いますが、どうでしょうか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前段の処分というようにお話を伺ったように思います。

我々は、この件に関しまして三重県とか弁護士に、どの時点でどのような対応をすればいいかということを相談もさせていただいておりまして、その法的なことが結審したときに、そういった判断、行動を行うべきだと聞いております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

町長、三重県とか弁護士に相談したときに、確定するまでは処分はできないと、その処分の内容を聞きたいんです。要は、多分町長が言っているのは取消しの許可を言っているんじゃないかと思うのです。

しかし、事件が発覚して起訴されている、この時点において紀北町としては、前段の処分をしなければならないのかということの質問なんです。だから私はこの段階で、この業者に対しての営業停止とか、いろいろな前段の処分があるでしょうということの問いかけをしているわけです。答弁をお願いします。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

注意、指導等をしっかりとやっております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

注意、指導等ではないですよ。それはあなたが言った、これはいろいろな問題があって事件が発覚した。それには街頭演説とか、いろいろなものがあって、いろいろなときに指導と

か聞き取りもやっておるんでしょう。その処分をとということを私は言っておるんです。あなたが許認可権者としての処分の考え方を言ってください。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

街宣されたことを言われるんですか。選挙でどうのこうのと言われたじゃないですか。

（「街頭演説をやっているでしょう、街頭宣伝」と呼ぶ者あり）

（「街宣でしょう」と呼ぶ者あり）

（「許認可権者としての起訴された業者に対して……」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

ちょっと個人的にやるのではなくて。このまま質問として。

（「質問だったら時間が足りなくなるので。議事進行でいいですか」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

手短にお願いします。

（「私から反問させてもらいましょうか」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

町長が反問権の行使ということなので、お願いします。

尾上町長。

尾上壽一町長

反問をお願いします。先ほど街宣、街頭宣伝の話がちょっと理解できなかったもので、そのことを詳しく言っていただければありがたいかなと思います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

街頭宣伝というのは、いろいろな現実あったことは町長もご存じですよ。それはこの事件の発覚する前のことなんです。街頭宣伝とかいろいろあったのは。それで、今はこの事件が発覚して、検察に起訴された。起訴された時点で、許認可権者としてのあなたは三重県とか、弁護士とかには、処分を出すの駄目だよということは、今、裁判をやっているから、

その結果が出てからということを行っていると思うんですよ。それはそれでいいんです。

その処分というのは、あなたは許可の取消しのことをやっていると思うんですけども、私は前段の、その裁判が終わるまでの確定するまでの期間、もう事件が発覚して起訴されているわけですから、それに対しての業者に対する処分というはあるでしょうと、規約にあるんじゃないですか。営業停止とか、いろんな規約があるんじゃないですか。それをどのように考えているのかということをお聞きしたい。いいですか。

奥村仁副議長

よろしいですか。理解できましたか。

尾上町長。

尾上壽一町長

街宣は別として、我々許認可権者としてまずやるべきことは、行政指導でございます。行政とはそういったものでございますので、指導しながら、注意しながら行っていくのがそのとおりでございまして、そこから先の許可の取消しとか営業停止とか、そういったものにつきましては、今のところ、先ほどから何度も申し上げますけれども、裁判の結果等を見た上でさせていただきたいと、そのように思います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

町長、指導とか、そういうことは、起訴される前のことでしょう。それなら、建設業者がいろいろなことでなつたと、罰を受けたと、それではすぐに行政としてやることは、どういう処罰をするんですか。その建設業者が仮に違法だ、起訴されたといっても、指導だ、何だとするんですか、その程度ですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

逮捕された時点でやるべきことということで、指名停止をいたしました。工事関係のことでございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

町長、それはちょっとおかしいじゃないですか。建設業者がやって、建設業者に対して指名停止ですよ。それは当たり前ですよ。刑が確定するまでも当然なんです。

しかしですよ、この業者のやっているのはあなたの許可したし尿処理の許可の中での、それを指名停止した、これが関連で持っている建設業者にするということは、どういうことなんでしょうか。

それでは、一つの会社が複数持っていたら、仮に一つの重立った、違反した会社がやれなくて、関連のものをみんな止めるんですか。元のこの問題を起こした業者が何も問われないんですか。当然、ここのところをしっかりと答弁していただきたいと思います。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

少し論点が違うように私は感じます。それは、指名停止の指名の基準の中で、そういうことをやりなさいと決まっているわけなんです。ですからその部分で、逮捕された時点で指名停止をさせていただきました。

この許認可の件は、先ほどから何度も申し上げますが、行政指導を行いながら、いろいろな問題、昨日もあったように、慣習による行き違い等、そういったものについても嚴重注意したり、指導したりやっておりますので、許認可権者としてはそういうことをしっかり事業者に対して言っているところでございまして、それで最終的に大きな判断をするのが、先ほど申し上げたように判決を終わった後だと考えております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

この業者は、し尿の一般収集の中での違法なんですよ。なぜ建設業をやっているかという、現状と関係のない建設業のほうを指名停止するんですか。なぜ元を止めないで、関連をするというのはおかしいじゃないですか。これは誰が聞いたって分かりますよ。それで町長が先ほど言っている「慣習」という言葉はあまり使わないほうがいいです。後でまた言いますが。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そこは指摘されたので、職員にもしっかりと注意したところでございまして、今、指名停

止というのは、指名する中でこういったことがあったら指名停止しますよという基準があるので、別に建設のほうでなくていいとか、そういう話ではなくて、そこでそういう基準の中に当てはまったから、そこに免許を持っている許可者であるので、それを指名停止したというだけの話なので、こちらの話はまた別個な話だと思います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

いや、別個の話と言うのだったら建設業者の指名停止は別個の話でしょう、それなら。そこは怎么办呢か。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

だから別個の話ですけれども、基準の中にそれがあるので、逮捕されたらということで、そこで指名停止をさせてもらったということなんです。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、なぜ本業の起訴されている業者に対して何もしないんですか。これは前段で言ったように、指名停止に関わる営業停止とか、そんなのがあって当然でしょう。そこはどうですか。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

東議員。

6番 東篤布議員

今、話を聞いていたら、建設業もやっているのですか、この海山衛生さんというのは。聞いてるんです。し尿の許可だけ持っている会社だと思っていたんですけど、建設業という許可も持っているの。町長はそちら側を指名停止したということですか。2つの免許を持っているの。

議長に議事進行しています。

奥村仁副議長

執行部のほうに確認しますけれども、業種としては、建設業も持っているということでもよろしいですか。

東議員に言います。どちらとも持ってみえるということです。

6番 東篤布議員

それなら、不法投棄をしたのはし尿の免許ですね。それで行政が言っているのは、それとは関係のない建設業を指名停止したということをおっしゃっているんですか。そういうふう
に受け止めていいですか。全然別個の話だと思うんだけど。不法投棄と……

奥村仁副議長

そういうことで答弁されていると。

6番 東篤布議員

では、そういう受け止め方でいいんですね。議事進行なので。

奥村仁副議長

そういうことですね。執行部のほうそういうことでよろしいですね。

6番 東篤布議員

それだったら、質問者のおっしゃることはよく分かる。町民も知らないと思いますよ。

奥村仁副議長

執行部の答弁はそういうことで答弁されているということで、元に移しますので。

先ほどの議事進行の内容はそういうことですので、両方の、ほかのことも持っているために、ほかのことを、建設業のほうを止めたということで答弁されているということで整理しましたので。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

だから私は、本来の本業で起訴された会社を、本業に何もしないで、なぜ関係のない建設業を指名停止するのかということ、それはおかしいじゃないですかと。その中で私は、本業で起訴される会社の、多分三重県や弁護士から言われていることは、処分ということは、免許の取消しを前提に町長は言っていると思うんです。私が言っているのは、処分ではなくて、処分をする前の、前段の指導だけではなくて、営業停止とかいろんな規約があるでしょうと、それをなぜしない、指名停止に値するものをなぜこの違反した会社にしらないのですかという

ことなんです。

奥村仁副議長

分かりました。今、議事進行ということで、ちょっと整理したいのですけれども、入江議員の言われているのは、本件に関わるものを指名停止ではなくて、建設業のほうだったということに対して言われているので、そこをはっきり整理して、どういう町のほうの規約があるのかというのを説明いただけると。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

すみません、今、家崎議員から休憩動議が出たのですけれども、賛成される方があれば。

（ 多 数 挙 手 ）

奥村仁副議長

賛成議員がおりますので、動議が成立していますが、皆さんにお諮りします。

休憩動議に賛成の方、挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

奥村仁副議長

議場整理のために、一旦休憩をいたします。11時15分まで休憩といたします。

（午前 11時 04分）

奥村仁副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11時 15分）

奥村仁副議長

まず、町長からの答弁をお願いします。

尾上町長。

尾上壽一町長

説明のほうが不十分だったために、誤解を招いたようでございます。申し訳ございません。

一般廃棄物収集・運搬の許可につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可をしているため、その基準に沿った処分となります。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

町長の廃掃法に沿っての処分であったということで大体理解していいかと思います。

それでは、この事件が発覚する前にいろいろな街頭宣伝もあったけれども、そういうことの中で担当課も聞き取りに行ったと思うんです。それで、前回の質問の中の町長の答弁として「私のみならず、担当課も度々聞き取りをしたところでございます」ということを答弁しています。町長自ら行ったのは、いつ、どのような時に行ったのか。それと場所と、どのような質問で、どのような回答を受けたのか、ちょっと答弁してください。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身は、個人で見に行かせていただきました。それで担当課と、いろいろとお話をしながら、今後のことも検討したり、業者に対する指導というか、こういう疑いの目を向けられることのないようにとか、そういったことを指導させていただきました。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

町長、この答弁の中で、私個人ということはどういうことですか。あなたは個人じゃないですよ。公人の人でしょう。町長としてでしょう。そういう中で、どのような聞き取り内容をしたのか、聞かせていただけますか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私個人でそういう業者の方とお会いしたことはないです。現場を見に行った。

奥村仁副議長

先ほど個人でと、現場を。

尾上町長。

尾上壽一町長

個人で行ったというのが、町長としてこういう問題が起きたので、その現場を見に行きました。そして話をするのは、私は業者とは一切対面で話はしておりません。職員を巻き込んだ同席の上に、そういう指導等をさせていただいて、個人的な話し合いは一切ございません。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、この答弁の「私のみならず、担当課も度々聞き取りをしました」ということは、どういうふうにとったらいいんですか。

（「それはどこにあるんですか」と呼ぶ者あり）

12番 入江康仁議員

資料の2ページ目、一番下です。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全く担当課は頻繁に聞き取り等もさせていただきました。

奥村仁副議長

今言われているのは、「私のみならず」ということは、自分も行っているというふうにとえられるということを言われていると思うので。

尾上町長。

尾上壽一町長

これはこのとき、原稿もなしにしゃべったので、「私のみならず」という話は、私が見に行って、そして職員が度々聞き取りをしたと、ここをちょっと線を切っていただきたいなと思います。申し訳ございません。

奥村仁副議長

理解できますか。

（「線を切ってくださいとはどういうことですか」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ごめんなさい。「私のみならず」は、こういう相対で話をしているときの言葉なので、言葉が少し不適切だったと思います。私は私で見に行ったのもありますけれども、担当課はしっかりと何度も聞き取りをしたり、現場へも県の方とも行って、したということでございますので、表現の仕方が悪かったのでお詫びします。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、現場を見に行ったということで理解させていただきます。それでは、その現場を見たときに、どういうふう感じたか、後で答弁いただきたい。それでまた担当課は度々、これ全協でもいろいろ説明したけれども、聞き取りに何回も行っていますよね。そのときの業者の対応と回答はどんなものであったか、教えていただきたいと思います。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あの現場を見たときに、こういう施設があったのかという感じでございました。

それと、そこでそういうことが行われていたかどうかは、私の見た目では感じられませんでした。

奥村仁副議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

私どもは、日時はちょっと今手元にはないんですけれども、何回か事業者のほうへ確認に行かせていただいております。そのときの回答といたしましては、事業者の役員のほうから、そういった不法投棄の事実はないということと、あと2回目ぐらいのときには、実際にバキュームカーを運転される職員さんと呼んで、そういう事実はあるのかというような事実確認はしていただいたんですけれども、そのときも一応そういう事実はないというふうに回答はされました。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

町長、あなたはこの許認可権者ですよ。その許認可するときに、業者の施設を見に行つて、こんなのがあったのかというような、これは一つの処理施設ですよ。こんなのがあったのかというような答弁、何も知らない中で許可を下ろしてるんですか。それで担当課が聞き取りに行つて、やっていますと言う業者はいないですよ。

それに対して根拠的なもの、どのような帳簿、クリーンセンターに入れた搬入量の格差、そういうものも調べたのですか。こんなもの、聞いて、やっていますと言う人はいないですよ。そのところを答弁を、まず町長から。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

切替え、切替えで来ているものでございますので、私自身も、その切替えに応じた施設等、そういうものがそろっているかということで許可するということでございます。

それと根拠があったか、なかったかというのは、今それがまさに警察の取り調べ等に当たりますので、我々の段階で言った、言わなかった、そういう話は警察のほうで調べていただかなければ、どういう物の言い方をしても根拠がございませんので、これこそまさに裁判等ではっきりさせていただくべきことだと考えております。

奥村仁副議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

うちのほうでも、業者から3枚つづりの伝票というものが提出されます。それはあくまで伝票上なんです、その数字に記載されたものと投入量の調査を行ったんですが、そこで差異は見つけれませんでした。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

町長、施設の切替え、切替えでやってきたと言っていますけれども、町長になられたときに現にこの施設はあったんですよ。これもうずっと前からあることなんですよ。そこはどう思いますか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

許可基準に基づいて許可しておりますので、その点は、調査した上で許可を出したものと思っております。

言葉が足りないのだったらあれですけど、私は許可権者ではありますがけれども、細部にわたって指名などもそうですけれども、どれだけの施設があつて、どうのというのは、そこまですは把握しておりませんので、ご理解願います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

まあ、町長、ご理解できないけど、します、もう。

それで、ここで町長、執行部の答弁は、あくまでも公判が始まってから、裁判所の結果が出てからということの流れで受け止めております。

その中でもう一つ、この海山環境衛生は不法な請求をやっていることに対して、町長、この間、前回問いただしたのですけれども、これは前回の質問で「このような詐欺行為は町長との癒着、忖度行為に当たるのではないですか」という質問に、どのように答弁しているか覚えていますか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もさっと見ただけなので、正確に言葉の一字一句はよく分かりませんが、私はそのような行為には当たらないと思うし、慣習に基づいての不適切な行為であると答えたような気がします。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

町長、今、慣習とあんたは言われたけれども、私も先ほど慣習は使わないほうがいいよと、この慣習は、財政課長、紀北町の会計事務規則にどのような手順なんですか。ここにあるけれども、町長、この慣習ということは、悪い慣習は皆やっているというように捉えても仕方ないですよ。あんたはこの慣習を認めているんですか。そこのところ答弁願います。

奥村仁副議長

町長、ちょっと待ってください。

前回もだったのですけれども、「あんた」と言葉が変わってきていますので、落ち着いてお願いします。

尾上町長。

尾上壽一町長

慣習で漫然とやってしまったことはよくないということで、職員に注意をしました。

奥村仁副議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

業者への支払いにつきましては、基本的に業者等への支払いに当たっては、予算の範囲内であることや、支出内容が目的に沿っているか、それから金額の妥当性、支出の原因となる行為の適時性、今しかやれないものかどうか。それから支出の原因となる行為自体の必要性について審査を行った上ですということ、これは会計事務規則の第38条のほうにそのように規定されておりますので、その会計規則に沿って支払いをするというのが基本でございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでは、ここで第38条というと、会計管理者になっているわけですね。それでこのような虚偽の請求書を出されて、あなたはそれを分かっていて支払い命令を出したんですか。これは今、財政課長が答えたけれども、それまでにいろいろ担当課としての責務があるんでしょう。工事の完成とか、そういうところ、一番大事なところを抜かしているじゃないか。手順を踏んでいる中での一番大事なところを答弁不足しているじゃないですか、あなたは。

そのところ、これは大きな問題ですよ、これは。まして町長の言う慣習というのは、こういうことをみんなやっているということです。各課も。見逃しているということじゃないですか、強いて言えば。

紀北町の会計事務規則に対して、きちんと機能していないということです。紀北町会計事務規則は。今の説明では。これに基づいてやるという前段の今、財政課長が答えたのは、終わりのほうでしょう。その前に請求書を出すまでの工程があるんでしょう。それをあなた

ごまかすような答弁したらいけないよ。支払いするまで、だからそれを言うと、今度会計管理者まで行くよ。それで、これに抵触するのと、そして紀北町の懲戒処分等の基準、これはどのようなところが当てはまるのか。

きちんとした答弁を、責任持った答弁をしてくださいよ。虚偽の答弁なんかしたら、責任取ってもらわないといけないよ。そういうことで、きちんと答弁してください。

奥村仁副議長

答弁の前にもう一度注意させていただきます。言葉がかなり悪くなっておりますので、ご注意ください。

（「優しくなります」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この「慣習」という言葉は使わさせていただきました。それは確かなんですけれども、この案件でそういう慣習の中でされたんじゃないかということで、慣習がこの案件の中でされているものだという認識のもと、漫然と確認もせずに行われたという、この案件に対して私はお話をさせていただいた。

奥村仁副議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

先ほど第38条の説明をさせていただきましたけれども、その前に支出命令の第37条のほうでは、経費を支出しようとするときは、調査した上で適正であると認めたときは、いわゆる支出負担行為兼支出命令書に基づいて支出命令をするということで、それに当たっては、法令または契約に違反していないこととか、それから予算の目的に反していないこととか、支出負担行為の決裁がなされていること、それから予算の配当額を超えていないこととか、必要な債務が確定していること、それから正当な債権者であること、それから支出方法及び支払時期が適正であること等、そういったことをきちんと確認した上で支払いをしなければならないということでございます。

そういったことがされているかどうかということでございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

財政課長、これを支払いするためには、請求書を出す業者に対しては、先に工事、随契でもいいです、契約でもいいです、その工事を発注した中で、完成までの行為を皆確認してチェックするわけでしょう。それで確認をしてから、業者に請求書を出しなさい、でしょう。これは何にもやってないのに、請求書を出したんですよ。これはもう詐欺行為じゃないですか。

それをあなたたちは認めるというのは、私、前も言ったけれども、これは町長の立場とその業者とのいろいろな関係があって、職員も板挟みになっているんじゃないかということも12月に言わせていただいた。そういうところも大いに考えられる。普通はこんなもの通るはずはないですよ。

そして、先ほど町長が言っている「慣習に基づいて終わっていると思った、そういう行為を行ったんだと思っていますので、そういった後に」、よく聞いてくださいよ、「その業務、支払った金額に等しい業務をしていただいたと認識してます」と、町長。

これは、一つの窃盗事件が起こった、捕まった、窃盗した物を返したら、罪に問われないということを言っているのと一緒にですよ、これ。

不正請求をしていて、それから注意してから工事しなさい、ちゃんとして、それで、したら終わるんですか。行政ってそんななまぬるいものなんですか。だから、忖度だ、癒着だと言われても仕方ないよということを私は言ってるんですよ。

そのところはどうか。この慣習の使い方をあなたは間違っているということを聞きたい。答弁してください。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

慣習ということが間違っているというのだったらお詫びして、「慣習」という言葉を取り消させていただきます。

ただ、今言ったのも監査の方にも調べていただいて、業務上にはしっかりと終わっている、そういうこともあって、この案件につきましては、請求のほうが早く来ていて、それを確認しなかった担当課長もよくないということで、厳重注意ということで懲戒処分をいたしております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでね、町長、その中で不適切な行為ということは、実際、監査請求で虚偽だということとははっきり明確にうたわれております。その中で、「監査で監査請求することによって明確になったものだと思っております。また、その監査報告に基づいて、していなかったところを清掃して完了していると聞いております」と、ここもそうじゃないか。「そういうことから考えますと、不適切な行為を職員が行ったということだと考えております」。

これは町長、おかしいんじゃないですか。不適切な行為を行った職員、職員も確かにあります。処罰を受ける必要。どういう処罰をしたのか、この罰則規定の中での適用を教えてください。

そして、まずもって、この原因を作った、不法請求した業者に対しては、どのような処分をしたんですか。犯罪じゃないですか。この職員たちは、皆あなたの顔をうかがって配慮したと思います。通常、こんなことは許されないですよ、普通は。こういうことをできるか、皆さん。課長たちは皆やっているのか、こういうことを。それしかないですよ。ほかの課はないですよ。そこのところ、ちょっと答弁して。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何の根拠もなしに付度や、そういった言葉を使われてもですね。私は本当に、環境衛生の社長とは、この10年来、会って話をしたこともないし、事務所にも行ったことがないです。ここはもう明言していますし、うちの選挙事務所にも来てくれたことは一度もございません。そういうことは明確なことでございますので、それについて癒着だ、付度だと言われる必要はないと私は思っております。

したがいまして、職員もそういった意識は持っていないと思います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

付度だ、どうのこうののあれはないと言いますけれども、これは町長、私も何も分からなくて言っているんじゃないんです。とにかく海山区の、海山町民の方々に聞いたら、皆言いますよ、はっきり言って。私、皆にそういうことを聞いた上の質問です。はっきり言って。

だから、こういうことが事実起っているということ自体がおかしいでしょう。

（「付度とかそんなの勝手に決めている」と呼ぶ者あり）

12番 入江康仁議員

いやいや、付度とか癒着とかというのは、これは世間の方が言っているということなんです。しかし、こういう行為をあなたは見過ごしている。

それじゃ一つ言いましょうか。東議員も言ったかな。このし尿処理の収集料金、これ海山と長島と全然違う。海山は高い。それは先ほどの何ですか、あれを言ったけど、これは公共料金でしょう。公共料金の中で、ある程度の許可権者として、合併して大体一律にする。先ほどの答弁だったら、業者は海山に1業者しかいないと。それなら、100円でできるものを1,000円だ、2,000円だと言われても、頼まないといけないのですか。そういうことになるでしょう。

それともう一つは、この競争の原理を生かそうとして、し尿処理料金の収集が高いからということで、以前、裁判にまでなったんでしょう。新たに下げる業者を入れなかったのが町長、あなたでしょう。違いますか。

そしてその中で、私は一つ言いたいのは、なぜ海山と長島の公共料金も違うんですか。そのところをきちんと答弁いただきたいと思います。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず認識の違いというのは、公共の料金として設定されたものではございません。民間が設定した料金でございます。

それと、以前のものは料金が高い、安いということよりも、許可を求められたことで裁判になりました。これは廃棄物処理計画に基づいて、こういうことになっているのでということで裁判所にも認めていただいたことでございます。

それと世間の方が言っているというのも、世間の方がどう言っているかどうかは知りませんが、私自身は何らそういう関係はございません。

（「答弁不足」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

答弁不足の分をご指摘ください。止めておきますので、ご指摘ください。

入江議員。

12番 入江康仁議員

公共料金の格差はなぜあるか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公共料金ではございませんので、公共的料金ではございます。

ただ、そのところの料金については、担当のほうから答弁いたさせます。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

先ほどもお答えしたんですけれども、まず、町が直営でやっていなかったり、委託として行っていない業務に関しては、町が関与することができません。そして料金については、事業者の意思で決めていただくということになるんですけれども、ただ、町としても、料金に不満とか、不審に思う方がみえると思いますので、その辺はきちんと説明して、納得がいくような形にするようにということを、許可書にも記載はさせていただいております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

私は、今の答弁、民間に対しての料金の説明でしょう。私は、公共施設に対する公共料金と言ったけれども、それに対しての差があるのはなぜかという。例を出したら、潮南中学校と紀北中学校は同等の規模です。それが、紀北中が仮に50万円だとしたら、潮南中は約100万円ぐらいの倍になっている。そういう、これは公共で委託しているんだから公共料金ではないんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは委託するときの料金でございますので、公共料金という表現ではないと思います。

（「では、何の……」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

委託料ということです。

奥村仁副議長

その違いに関して答弁できますか。

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうから答えますけれども、担当はしっかり把握していると思います。基本的には委託する中では、清掃及び処理が何かに委託は恐らくなっていると思います。ですから、清掃の状況、例えば部品の取替え、そういったものもあるやもしれません。

ただ、私は現場でそこまで入り込んでいるわけではございませんので、その部分については私からは回答できないということです。

奥村仁副議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

公共料金と委託料の違いということでよろしいでしょうか。

公共料金は、町のほうが料金を設定して徴収するというところでございますけれども、委託料につきましては、業者と契約して、業務等に対して町から支払いをするということでございます。

奥村仁副議長

潮南中と紀北中との契約の関係は答えられますか。後になりますか。

入江議員、ちょっと時間がかかるそうなんですけれども、潮南中と紀北中の関係に関して。

入江議員。

12番 入江康仁議員

私は合併して1つの町になった中で、同等の委託をするにも、金額が約、倍に違うということは、これは、今の例は一つだけです。しかし、まだたくさんありますよ。学校教育課もあるし、今のは生涯学習課です。公民館等もいろいろある。

それがなぜこういうような、倍になるような設定をしたのかと。こういうところを町長も支払いを認めているわけでしょう。なぜ是正できないのかと。同じ町でそういうようなことが起きていいのかということを私は聞きたいと言いたいのです。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点は、今ここで答えるわけにはいきません。私は存じていないので。

ただ、調査して、そういう差異があるのならば、その差異についてどういうことで差異が生まれたのかという原因調査をしていきたいと思います。

奥村仁副議長

求めますか、学校教育課へ。

（「時間になるので」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

ちょっと待ってください。答えられますか、まだ無理ですか。難しい。午後まで休憩しますか。

では、答えられるということなので。

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

先ほどのご質問で、潮南中学校と紀北中学校の同じような規模という話で、合併浄化槽の保守点検、それから清掃の関係の金額が違うという話なんですけれども、来年度当初の予算の見積書、今ちょっとあるんですけれども、そちらによりますと、明らかに金額が違うという話なんですけど、まず、何人槽という部分があるんですけれども、潮南中学校が177人槽でございまして、紀北中が56人槽になってございます。

これは当初の設計の話だと思うんですけれども、すみませんがこの部分は、どういうふうな形で何人槽にすべきかという部分は、ちょっと確認を取っていませんのではっきり言えませんけれども、金額の違いというのは、人槽がまず違うというような部分が大きな点であろうかと思います。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

担当課長、それはあなたが言っているのは、今の現在でしょう。これ監査請求に出したときのあれは、紀北中学校の古いほうで、今は建て替えた中での人槽でしょう、50人槽は。今の人数に合わせて作っているから少なくなっているんですよ。

潮南中は建て替えていないでしょう。だから昔のままだから、紀北中もそれだけのものが

あったわけですよ。それをずっと引きずってるよ。だから監査請求には、その時分のときの監査をやっただいておるわけですから。現時点のことを言ってるのではないですよ。監査請求をやった時点のことを言ってるわけですから。

議長、先ほどの答弁漏れは、不正請求をやった業者に対して、職員へは厳しい処罰をやっていると。この処罰の対象になったのは、会計事務規則のどれを充てて処分したのか。この罰則規定はどこに充てたのかというのを教えてください。

それと、業者に対してどのような処分を行ったのか、ちょっとお聞きいたします。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、先ほどの177人槽と56人槽は……

（「それはいいです」と呼ぶ者あり）

尾上壽一町長

いいんですか。大きさが違うということで認識していただけましたでしょうか。

（「現在と違います」と呼ぶ者あり）

尾上壽一町長

現在、これで監査がされたということなので、そういうことでございます。

それと、厳重注意したのですけれども、職員へは口頭注意をしました。それと事業者のほうも同じように呼び出して口頭注意しました、という同じレベルの注意です。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

町長、これは業者に対してもう寛大過ぎるぐらい寛大ですね、詐欺行為に対して。これを口頭注意で済む事例ですか、これ。これだったら、みんなこういうことをやってもいいじゃないですか。払ってもらえるんだったら。こういう行為がそのようなあれで許される問題じゃないでしょう。

財政課長、あなたにとって、これ、紀北町会計事務規則の今の口頭で注意したと言うけれども、どこで抵触して注意をやっているんですか。

奥村仁副議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

口頭注意につきましては、これは会計規則ではございませんでして、地方公務員法の第29条第1項、すみません、こちらです。失礼しました。地方公務員法第30条及び第33条の規定違反により、口頭により厳重注意としたということでございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

だから、抵触するのは、その第30条、第33条に抵触してやっているわけで、それで口頭の注意で済むわけですね。

それでは、この随意契約あるでしょう。第95条。これ業者に対するあれじゃないんですけれども、これ随意契約する金額の規定を定めているようですけれども、これに対して相手は不正請求やったわけですから、そこのところはどのように理解したらいいんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど説明したのは、地方公務員法に基づいて地方公務員に対しての注意のレベルを説明させていただいたものです。

(「いやいや、それは分かっているんです。私が言っているのは、今の財政課長の。随意契約の、議長、ちょっと議事進行で」と呼ぶ者あり)

奥村仁副議長

認めます。

12番 入江康仁議員

随意契約の中で、金額の規定は定めているけれども、これに随意契約をやっている業者がこれに対して請求を出したわけですから、それを口頭でということは許されないでしょうということなんです。

奥村仁副議長

答えられますか。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

議員ご指摘のとおり、随意契約という形で契約のほうは行われておりまして、それと先ほど町長がちょっと説明しかけた話の中で工事の話があったと思うんですが、業者のほうは工事のいわゆる入札の届けというものも出しておりまして、それで業者のほうは、令和5年6月29日に代表取締役と元社員が業務上の詐欺容疑で逮捕されたということがございましたものですから、それを受けて、紀北町建設工事等の資格指名停止措置要領に基づいて1か月の指名停止の措置をしたということでございます。

財政課の関係としては、そういうふうな対応で業務停止というふうな形としております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

時間もないので、この環境に関しては、最後になりますけれども、前回、奥村議員が言われましたグリストラップのことなんですけれども、これは町長は答弁で、産廃と認識していましたが、海山環境衛生は、紀北町の施設である三浦のクリーンセンターで処理していたことをどのように感じていますか。業者は産廃として知っていて、紀北町を欺いてクリーンセンターに搬入・処理をしていた事実をどのように思いますかと、この2点ちょっと答弁願います。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

グリストラップは産廃扱いですという話はさせていただきました。認識しています。ですが、そこが、そういう不適切なことをやっていたかどうかまでは、私は言っていないと思いますよ。

(「だから認識していたんでしょう。認識していたから、その業者が搬入していたことをどう思うかということ」と呼ぶ者あり)

奥村仁副議長

ちょっと止めてください。今言われたのは、どういう認識だったかというところがあるので。産廃という認識。

入江議員、町長はグリストラップは産廃であるという認識でしたけど、答弁の中では、その行為そのものが産廃であったかどうかという認識はちょっと違うと言われているので、よろしいですか。

進めてください。

12番 入江康仁議員

だから、町長、業者は産廃と知っていて紀北町を欺いてクリーンセンターに搬入・処理していた事実をどのように思うか、しているわけなんですよ。これは、あなたは知らないで通らないです。ちゃんと今から言いますよ、事実を。それをどのように思うんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あなたが勝手に解釈していることとしか思えません。

私、奥村議員の質問には、グリストラップそのものは産廃ですと、産廃として扱わなければいけないし、排出者責任、それから運搬収集の責任、そういったものは産廃に基づくような行為をしなければいけないと。

また、それについて、議員がおっしゃったことに対して、それが違反ですとか、そういった答弁はしていないとっております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

それでははっきり言います。海山環境衛生は、このグリストラップは産廃として知っていて、排出業者から産廃料金を取っているんですよ。取っている事実は、紀北町の海山の中の飲食業らが、みんなそのように払っているんですよ。そうしたら、ここでの、まあ言ったらマニフェストはありますか。きちんとした処理をしないといけない。しかし、し尿と混ぜたり、いろいろなものと混ぜて皆クリーンセンターに入れてるわけじゃないですか。ここまで言わせるんですか。

そういう事実をどういうふうに思うんですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町としては、その事実を確認しておりません。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

確認していないということは、クリーンセンターで搬入と排出のいろいろな数量をきちんと合うようにしてしないといけないんでしょう。いろいろな形の中で、町長、これ知らないでは済まされない、これ産廃ですよ。産廃が紀北町の一般処理施設でされたということは、大きな問題ですよ。これはどういうふうに考えますか。

奥村仁副議長

入江議員、あと2つ大項目があるんですけども。

（「もう少しですので」と呼ぶ者あり）

奥村仁副議長

では、答弁、尾上町長。

尾上壽一町長

確認していないので答弁できません。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

なら、確認して、また調べておいてください。それでご報告してください。

それでは、時間が無い、2つ目に入ります。

次に、2つ目の東紀州環境施設組合に対しての質問をいたします。

町長は、運営が4億円かかっているものが1億5,000万円できると言っていますが、差額を根拠を持って皆様に分かりやすく説明していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的な根拠というのは、4億円というのは今現実にかかっている金額でございます。それと、広域ごみ処理における1億5,000万円は、広域ごみ処理計画に基づく1年間の処理金額でございます。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

その中でこの資料を担当課からもらったんですけれども、私はこれ1億5,000万円という根拠にありますけれども、これが施設になったとき、町長は運営費だけ上げていますけれども、これに建設費をプラスしたら約1億円を足さないといけない。2億5,000万円になる。

それで、今の私が提案しているのは、海山のRDFでいいじゃないかと言ってるのは、1億9,200万円を上げているけれども、ここで私はいつも言っている修繕費6,000万円、保守点検委託料1,700万円、うちRDFの処分が2,000万円、これだけで約1億円になるわけですよ。

そして、この広域のごみ施設は、今59tでしたか、担当課長。積算は59tだったな。これも74、5tから59tまで減量してでの積算です。それが建設費には約86億円かかる。その中で負担が紀北町は19億円だから、約20億円ですね。そういう中で私は同じような20年の耐用年数を今保てるということを、私は業者から確約を持っています。

だからこれ、参加しなくても十分にもっと安くなる、これはこの運営費の中に5年間隔でやる大がかりな補修、修理費が含まれていない。それも入れるとどんどん増えてくる。

そして、人口が減っていく中で、ごみ量がどんどん下がっていきます。そうでなくとも59tの運営費を払わないといけない。こんなもの、今の言ってる運営費などは倍になるのは目に見えている。

尾鷲の中村レイさんも議会で言っているけれども、これ建設業をやっていると分かったら、積算したら単費で自分のところでやったほうが十分安いじゃないかということも質問している、計算して。そういうところに私は、この負の遺産を若い人たちに継がせるわけにはいかない。そういうことで反対してるんです。

奥村仁副議長

入江議員、時間があまり……。

12番 入江康仁議員

はい。そういうところはどうですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃっている意味があまりよく分からないんですよ。建設費はかかる、新しく造るんですから建設費はかかります。けれども、運営費で今計算した金額を言っておりますので、運営費は対運営費で計算するのは、至極当たり前の話だと思います。

RDFが10年、20年、もしも継続したとしても、前回のときに2.5億円だったら20年だっ

たら50億円かかりますよねと、これ単費ですよねという、この差が、そういうお話もさせていただきます。

そういう中で、20年後、新たに炉を造らなければいけない。それで今、物価が上がってきております。今の契約だから今の値段かも知れませんが、20年後にどういう環境基準が厳しくなって、そういう単独炉で建設できるのか、それについて環境の補助金が出るのか、環境の起債がきくのか、そういうところも何ら保障されておられません。ですから、我々は運営費の部分だけで話をさせていただいております。

それで、紀北町の広域での建設の負担分、それから、今単独で建設したときの負担分、これの比較も以前、全協等でおこなわせていただいておりますので、運営費、建設費ともに今のやり方のほうが安くつくと思っております。

奥村仁副議長

入江議員。

12番 入江康仁議員

私はこれ、建設反対だから、建設は要らないという前提で言っています。

それでは、まとめに入ります。

町長を4期やっていただいたことに私は悔いを残します。今のあなたは、町長を4期やったといううぬぼれと傲慢によって、1期目のときの謙虚さもなく、町長答弁にも誠実さはなく、ごまかしの答弁も多く、言葉尻を拾って表現を変えるような答弁を平然と行う。

今のあなたは、住民目線の政治、住民の皆さんとともにの、このスローガンからかけ離れた町長です。私は、12月議会で、赤羽老人ホームの改築についての質問で、あなたの改築の意思がないことがはっきり分かりました。その中で、11月の町長選挙には、即赤羽老人ホームの改築に着手してくれる方で町長になっていただける人を、同志を集め、応援して町長になっていただきます。

そして、5市町による広域ごみ処理施設に参加しなかったことがよかったことを証明いたします。あなたのうその答弁の証明もいたします。そして、あなたは前奥山町長にためていただいたお金を湯水のように使い、使ったことによる紀北町のためになる費用対効果が出るような施策もなく、財政の無駄遣いであった。それはあなたが自分のお金ではないという自負があるからだと思います。

以上で私の3月議会の質問を終わります。

（「議長、答弁を求めます。一方的な言われっぱなしで、私この

まま引き下がるわけにはいきません」と呼ぶ者あり)

奥村仁副議長

今まとめて言われたので、質問ではなかったので、答弁は認めないです。申し訳ない。

(「あなたの判断ということに従います」と呼ぶ者あり)

奥村仁副議長

入江議員に申しますけれども、質問3の部分がされなかったので、先ほどのまとめの中で言われたのですけれども、これは次回にとかというわけではなく、終わられるということでよろしいですか。

(「それをお願いします」と呼ぶ者あり)

奥村仁副議長

これで入江康仁議員の質問を終わります。

入江議員の発言が終わりましたので、ここで議長を交代いたします。

奥村仁副議長

それでは、1時10分まで休憩いたします。

(午後 0時 8分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 10分)

入江康仁議長

次に、4番 大西瑞香議員の発言を許します。

4番 大西瑞香議員。

4番 大西瑞香議員

では、午後一番の質問を始めさせていただきます。通告に従いまして一般質問を始めさせ

ていただきます。

大きく今回は2点質問をさせていただきます。高齢化社会の支援についてと、労働者協同組合法の活用について質問いたします。

今回の2点の質問に共通することは、高齢化が進む中での個人、地域における課題解決についてであります。

私も当町の少子高齢化の状況を鑑み、様々模索をしてまいりましたが、今回は2点の課題について提案もさせていただきながら、執行部の積極的なお考えをお聞きしてまいりたいと思います。

では、大項目の1、高齢化社会の支援について質問いたします。

この1点目の骨伝導イヤホンにつきましては、軟骨の「軟」の字が抜けておりまして、窓口への軟骨伝導イヤホンの導入についてでありますので、ご了承をお願いいたします。

近年、特にここ数年で、当町でも行政のデジタル化が進み、電子申請やらくらく窓口証明書交付サービスなどが始まりました。デジタル化の進展は、行政サービスの事務効率向上や、住民の利便性を高める等の多くの利点がございます。

一方、住民の方との対面でのやり取りは、生活相談と一体になっていると言えます。その窓口での支援について質問いたします。

高齢化社会の進展に伴い、会話が聞き取りにくい方、難聴の方も年々増加傾向にあります。難聴対策として補聴器が知られていますが、軟骨伝導イヤホンは、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器と言われています。

人が音を聞く経路は、これまで空気を通じて聞こえる気導と、骨を振動させて聞く骨伝導しか知られていませんでしたが、2004年に奈良県立医科大学の細井学長が、第3の聴覚経路である軟骨伝導を世界で初めて発見をされました。

その後、2023年には集音器とセットになった窓口用イヤホンが開発されました。これは通常の気導イヤホンのように耳をふさがないため、周囲の音もよく聞こえます。イヤホンに凹凸がないため消毒しやすく、清潔に使用できます。補聴器は医療機器ですが、軟骨伝導イヤホンは電気製品です。価格も2万円台と安価で、多くの行政窓口にも配備が拡大されています。

これが、この軟骨伝導イヤホンで、各地の自治体で多く取り入れられております。

この設置をされた自治体では、個人情報や何度も聞き直すことが少なくなり、他人に話が漏れる心配も減ったと言われております。

実際の使い心地を経験してから、こちらで提案をさせていただきたいと思ひまして、先日、松阪市さんの高齢者支援課窓口でこの軟骨伝導イヤホンの体験をさせていただきました。耳の中に入れないため違和感の特になく、音量調節もでき、大変よく聞こえることができるというのが私の感想です。

高齢者の方々に、今以上の優しい窓口対応ができるよう、音のバリアフリーに取り組むため、導入をご検討いただきたいと思います。答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、大西議員のご質問にお答えをいたします。

役場の窓口に来られた高齢者、難聴者など耳のご不自由な方への窓口対応の現状でございますが、今、分かりやすい言葉でゆつくりと耳元で話しかけ、相手の方の状況によっては筆談や小型の窓口マイクロシステムを使用するなど、円滑なコミュニケーションに努めているところでございます。

軟骨伝導イヤホンは、今、議員がご説明いただいたように、耳が聞こえにくい方との意思疎通を図る上で有効な手段の一つだと考えます。窓口にいらっしゃる方とのコミュニケーションを円滑に行う手段として、これからも何が有効であるかをまず検討していきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

今、町長のほうから、マイクロ窓口イヤホンというようにお話を聞いたんですが、これはちょっとどういうものですか。私もちょっと今聞き間違えなのか、もう一度答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の言い間違いでございます。マイクシステムでございます。申し訳ございません。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

昨年、庁舎内で住民の方に普通に説明をしていたと思うんですが、少し声が大きかったので振り向いたという経験がありました。コロナ禍から窓口の亚克力板が設置されるようになり、聞きづらいと感じている方もみえるのではないかと察します。

このイヤホンは音漏れもしにくく、個人情報を守ることができるということで、金融機関の窓口でも導入をされています。まずは1台を庁舎内で貸出し用として準備することも考えられますが、研究等、いろいろというお話がありましたが、まずこの1台を貸出し用として配備するというので、再度、町長のお考えと検討をお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、現状は大変大きな声でご説明している、福祉とか、そういうところで大きな声でというのはあります。そういった意味で、コロナ禍でシールドをしてからマイクシステムを入れてさせていただいたんです。

そういうこともあります。これから高齢化してきて、耳の悪い方もいらっしゃいます。そういう中で一つの手段として、この軟骨伝導イヤホン、いい施策ではないかと思えますけれども、今、紀北町は、みえ子ども・子育て応援総合補助金の中で、この間、DXのフェアがございましたね。バンのやつ、あれを今申請しております。そういったものの整備状況も踏まえて、やはり高齢の方に対しては何らかの手段が必要だと考えておりますので、それらの申請状況も踏まえて検討させていただきたいと思えますし、いい装置ではないかと思っております。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

ただいま、検討をという良い答弁をいただいたのではないかと思いますので、ぜひ導入に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の終活支援事業について質問をさせていただきます。

今回のこの終活は、テレビで見ている方もみえますと思えますし、この終活は就職活動の「就活」ではなくて、人生の終わりに向けての「終活」での質問ということを述べさせていただきます。

当町でも高齢者だけの世帯、高齢者単独、単身世帯が増えております。また、身寄りのない方の話もよく聞きます。身寄りのない方とは、家族や親族がいない方だけでなく、家族や親族と連絡の取れない人、家族や親族の支援が受けられない人も含んで質問を進めたいと思います。

自身の人生の終わりに向けての準備を生前に行う終活という言葉は、2012年に流行語大賞のベストテンにも入っていましたので、耳にするようになって十数年になります。元気なうちに準備をしていくことの重要性が注目されています。

平成31年（2019年）1月から、相続に関するルールも段階的に大きく変わりました。自筆証書遺言、法的には「いごん」と言うそうですが、この自筆証書遺言の保管制度や配偶者の居住権の保護など、高齢化社会に対応した身近なことが含まれています。また、相続登記に関しても昨年4月に義務化をされました。

終活というと、断捨離、お墓のことや相続、自宅の今後をどうするかという重要な話がよく出ますが、ほかにも多くの細かな事柄が多く含まれます。

高齢者だけの世帯、身寄りのない方の支援には、関係者の方も困難を感じている場合も多いと思います。誰でも安心して年を重ねることができるよう、長寿社会の大きな構造変化に行政も対応していく方策が求められます。

まず初めに、終活支援の取組について伺います。

当町の高齢者世帯のうち単独世帯は6割に上っており、身寄りのない方や高齢者世帯、ひとり暮らしの方について、福祉関係者等とどのような情報共有をしているのか。また、急病になった場合などの対応はスムーズに連携できているのか。高齢者の方の情報把握と、また支援について伺います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

終活、人生の終わりのための活動ということでございます。人が自らの死を意識して人生の最期を迎えるための様々な準備やそこに向けた人生の総括を意味すると認識しております。

そういった意味では、先ほど申し上げられたように、支援を受けられない方、独りでいらっしゃる方、そういった方に特にどう対応していけばいいかということが、終活の中で言われるものだと思っております。

紀北町では、地域包括支援センターや役場で相談があったときには、対応させていただい

ております。ただ、終活について具体的にどうやっているというのは、今ないような状況でございます。そういうのが現状でございますので、また後ほどご質問いただければありがたいかなと思います。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

現在も独り暮らしの方、身寄りのない方の情報把握というのは、民生委員さんとか福祉、包括の関係で情報把握はどの程度できているのか。なかなか情報把握ができない場合もあると思うんですが、その情報把握の現状と、独り暮らしの方にどういう支援といいましても、先ほど終活支援については特にしていないというお話もあったんですが、ほかの支援でも、独り暮らしの方、高齢者の方への支援も含めて答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから答弁いたさせます。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

主に把握のほうは、地域包括支援センターのほうで行っていきまして、数字の件数で言える部分としましては、法定後見制度の利用が令和6年7月1日現在で25件、日常生活自立支援事業が39件となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

包括のほうでも把握をしているというお話なんですが、この終活情報の登録事業というのがあるんですが、これは身寄りのない方や独り暮らしの方が元気なうちに緊急連絡先や持病の情報、葬儀の生前契約先などを自治体に登録するというものなんですが、万一の際、病院や警察、消防などから問合せに答えることができ、本人の意思を伝えるのに有効な事業だと思いますが、まずは身寄りのない方について、この登録事業を行政として取り組むことにつ

いての考えを伺います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご指摘のように、身寄りのない方にはいろいろと今、議員もおっしゃったんですけれども、救急搬送時の身元確認とか、要介護状態になったときに自宅での生活のしづらさ、金銭の支払い、資産の管理、病院、介護施設の保証人、こういったことがしっかりと伝えられていると、またそういった後のことが続けて行えると思うんですが、今現在、当町に災害時の要援護者の登録が手挙げ方式ではやっておりますけれども、こういった終活的な感覚、観点での登録者制度は行っていないと私は認識しているので、勉強させていただくしかないのかなと思います。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

一部の自治体によっては、70歳以上とかの高齢者や単独世帯に限って、この登録事業を行っている自治体もあるんですが、まずは身寄りのない方について、この登録事業に取り組むということが、行政にとっても、急に倒れたり病気になったり急なことがあった場合に対応できるのではないかと考えています。

どうしてこういう質問をしたかといいますと、お聞きした話で、ある市の具体的事例ですが、独り暮らしの方が亡くなられたときに、自宅から「自分が亡くなったときに15万円の預金があるので使ってほしい」との遺言が発見されました。しかし、預金をおろせる親族もなく、市は生前の意思を聞いていないため、本人のお金を生かせずに、市が葬祭扶助として費用を負担したという、そういうお話をお聞きしました。

行政が終活事業に関わることは、生きていく上での安心感にもなると思っておりまして、またほかの自治体の事例等も研究をしていただいて、ぜひこの登録事業を始めていただきたいと思います。

もう団塊の世代が75歳に入りました。ここ20年、30年、まだまだ紀北町でも高齢化が進んでいくと思いますので、終活事業というのは今後ますます重要な事業になってくると思いますので、ぜひ研究等をしていただいて進めていただくように希望したいと思います。

では続きまして、エンディングノートの活用についてのお考えをお聞きします。

終活支援を行う上で基本的な個人情報の一つとして、エンディングノートという終活ノートが知られるようになりました。

先日、地元紙に尾鷲市社協が開催した終活講演会で、エンディングノートを取り上げた内容を目にし、社会に注目されるワードになっていることを実感いたしました。このノートは、家族に終末期の自分の希望や、また感謝の思いを伝えるといった愛情深いものであるとともに、何がどこにあるのかという重要な情報を伝える一つの方法でもあります。

これは松阪市さんが配布をされている終活ノートで「もめんノート」という独自のエンディングノートなんですが、当初配布した5,000部が半年でなくなり、1万部を増刷したとお聞きしており、関心の高さがうかがえます。

松阪市さんは「もめんノート」という名称にしたのですが、この中にも書かれていますが、松阪市さんは松阪木綿というのが有名ですので、この「松阪木綿」と残された家族や関係者が「もめんといてな」という2つの意味を含んで、「もめんノート」という名称をつけられたそうなんです。

中身は大体、法務省からもエンディングノートは出すことができますけれども、基本的な自分自身のことや病気のこと、好きな食べ物やもう一度行ってみたいところとか、自分で伝えられなくなったときに、こういう機会があると大変よいと思うんです。飼っているペットの情報、今ペットも飼っていますと家族と同じです。重要な預貯金のことや不動産、不動産も自分の住んでいる場所ではなく、森林、山を持っている方もみえたりします。森林や、そういう状況を書いたりする内容が書かれております。

最近では、様々なエンディングノートがほかにもありまして、相続登記や相続土地国庫帰属制度などについて説明されたものや、当町でも問題になっています空き家対策についても、新しい空き家を増やさないための強化のために、国交省と全国空き家対策推進協議会が作成した「住まいのエンディングノート」というものもあります。

このエンディングノートは、重要な個人情報ですのできちんと保管管理を行い、家族や大切な人に保管場所を知らせていくことが必要であります。このエンディングノートは、先ほども述べさせていただきましたが、法務省のホームページからダウンロードすることもできますが、町独自の冊子の作成も含め、活用についてのお考えを伺います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これから使うことになるかも知れませんが、エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのノートとされております。また、生活の備忘録として、そしてこれまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけづくりにするものだと思っております。

エンディングノートは、家族への負担が少なくなる、資産状況を把握できる、自分の最期を意識することで、今を生きることを大切にできるなどのメリットがあると考えておりまして、私もエンディングノートをそれぞれの方が作成することについては、有意義で有効であるのではないかと考えております。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

町独自の冊子の作成も含めて、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町独自のということで、「もめんノート」ですか、あると思うんですが、今、議員も自らおっしゃっていた、いろいろなパターンのエンディングノートも売ってみえるようなこともおっしゃっていましたので、私は町で一律のもいいんですけれども、書店でいろいろな自分に合った、それぞれあると思うんですね、きっとね。そういうものを探していただいて、1冊購入していただいて、そこへ記載していただくほうが、一律的に作るよりどうかなという考えがありますので、その辺も勉強させていただきます。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

個人がホームページから出したり購入するということは、やはりハードルが高いんですね。言っても行動に移すということはなかなか難しい面もありますので、町独自の冊子を作るとも含めてなんですが、どのように住民の方に使っていただく方法があるかということも研究をして、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

私も早速、法務省のホームページからダウンロードをしまして、ちょっと書き込みました。また、福祉の視点で見れば、終活相談も医療や介護と同様、大切な行政の対応であります。

終活相談については、書き込む前のエンディングノートを見ながら、丁寧に具体的な対話ができます。その方と様々な話をするときに、こういう控えがあると大変助かると思います。

また、新たな空き家の増加も少しでも防ぐため、今住んでいる自宅についても考え直す、考えていただく一つの対応にも思います。

このエンディングノートの活用は、もう本人だけでなく、関わる家族や周りの方の支援とも言えます。この点に関連して、打合せのときにもお話をさせていただいたんですが、自身の最終章を迎えた後の家族の方の書類や整理も、その終活支援にも関わってくると思うんですが、家族や親族が死亡後の書類の申請や届出の大変さを痛切に感じております。死亡届を出したときに、お悔やみ後の書類に関する情報冊子を渡す自治体や、お悔やみコーナーを役所内に設置し、書類が少しでもスムーズにいくよう事前予約し、窓口に来たとき、ほとんどの書類がそろっていて対応している事例もあります。

この死亡後の書類に来られたときの遺族に寄り添った事務書類について、まずお聞きをいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから答弁いたさせます。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

大西議員の質問にお答えします。

亡くなられた方の家族や親族の方にとって、お悔やみの書類は分からないことばかりだと思っております。職員一同、お客様の気持ちになり、細心の注意を図り迅速で丁寧な対応をさせていただいております。また、お悔やみコーナーを設置している自治体もあると聞いております。

ただし、本町では、本庁舎及び海山総合支所においても、1階部分で全ての書類ができるような課の配置になっておりまして、お客様に不便を感じさせることはないと思っております。

なお、亡くなったときの書類でございますが、死亡届を提出していただいて、火葬場の手配を済ませます。その後、年金、健康保険等の書類の説明をいたします。大体これで20分ぐ

らいいただいております。

その後、葬式等が終わった後、遺族の方は、年金、健康保険の手續に役場のほうにみえられるのですけれども、そのときに必要に応じ、税務課、福祉保健課等への案内を行っております。何も分からない状態で役場に来ていただいても、何も心配いりませんので、お気軽に何でも聞いていただけたらなと思っております。

住民に寄り添う対応というのはもちろんのことですけれども、三重県でも一番迅速で的確な窓口対応ができていると自負しておりますので、よろしくお願いします。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

本当に町民に寄り添った職員さんの対応、今、感動してお聞きをさせていただきました。本当に葬儀を終え、心身ともに疲れている家族の方なんです、それにもかかわらずスピード感を持って様々な手續を行わなければいけないということで、そういう対応をしていただいているということをお聞きさせていただきました。

そういうときでも、このエンディングノートというのは、本当にこの終活支援、その後の手續にも様々活用されるのではないかと思いますので、ぜひ町長も様々財産もある、いろいろなことがあると思いますので、こちらへきちんと控えていただいて、もう我が事と捉えていただいて、ぜひ町民の皆様、せめて65歳以上の方々の手元にいくように、いく方法を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

では、関連をしまして、デジタル終活について伺います。

デジタル終活は、もう現代的な課題になっています。スマホやデジタルサービスのIDやパスワードが分からず、家族が契約内容の確認や解約ができないトラブルが急増しているそうです。

毎月定額を支払うサブスクは、解約をしない限り料金を払い続けることになります。ネット銀行の預金やネット証券の金融資産なども挙げられます。

私も新聞購読をスマホで電子版契約などもしております。家族や子どもにスマホのパスワードやサブスクの情報を伝えておかなければいけないと思っております。

このデジタル遺品を考える会のお担当者にお聞きをしますと、デジタルのパスワードに関して、パスワードを書いた紙をスペアキーとして保管する方法を提供されています。これは名刺サイズの厚紙や名刺の残りなどの裏側を裏写りしないように黒く塗りつぶし、表の紙にサ

ービス名やパスワードを書き、文字の上から一般的な修正テープを張ります。必要なときはコインで削るそうなんです、エンディングノートに張っておいたり、大切な通帳と一緒に保管しておきます。

これは一つの方法ではありますが、町民の皆さんにデジタル終活の必要性の情報提供を行ったり、伝える機会を設けていただきたいと思います。答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

デジタルとかのデータの保存になってきます。そこは私も最近物忘れが激しいので、いちいち手帳には私は全部書いてあるんです。こういうことを言うとおかしいですけども、生命保険から、いわゆる借金から、そういったものも全部書いてあるんですけども、それが結局終活ノート、そういうものに一つにまとめていけばいいと思います。

今、特に暗証番号とか、そういうものが大変種類も、最初から統一しておけばよかったかもしれないけれども、いろいろありますので、私自身もこれはどれだったかなと、毎回めくらなきゃいけないような状態の場合があります。

それから、LINEとかクレジット、それから販売したときのポイント、そういったものもそれぞれ違うので、それはもう、やはり議員がおっしゃるように、何かにまとめて記録するのが大事だと思っております。

そういった意味では、我々も町民の皆さんに、そういうことを行ってくださいと啓発していく必要があると思いますので、そこのところは啓発していきたいなと思います。

それで、広域連合のほうで「はじめてみよう！人生会議～ACPのススメ～」というパンフレットがございます。そこにはケアのプランとか、そういった人生のことについて、こういうことをというようなパンフレットがございますので、そういうものも使いながら、町民の方に啓発していきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

先ほどお話しさせていただきました、このエンディングノートには、アカウントやID等を記入しておく欄もありますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

また、高齢者のスマホ教室やいきいきクラブの会合などでも情報提供していただきたいと思います。

と思いますが、高齢の方だけでなく、40代、50代、60代の方もこのエンディングノートを活用して、各種インターネットサービスのアカウント情報のデジタル終活について考える機会になればと思い、この質問も入れさせていただきました。

続きまして、大きな2点目に移りたいと思います。

労働者協同組合の活用について質問いたします。

まず初めに、労働者協同組合は名称が似ていますが、労働組合とは全く異なる団体であることを申し添えさせていただきます。

労働者協同組合法は、2020年に超党派の議員による議員立法により全会一致で成立され、2022年に施行されました。成立後、全国で多様な法人が設立され、三重県でも6法人が誕生しています。

人口減少時代にあつては、地域におけるに人手不足、担い手不足などが言われる中、地域の困り事は増える一方です。労働者協同組合は3人以上の発起人がいれば設立でき、組合員が出資し、出資金額に関係なく1人1票の議決権があり、みんなが対等の立場で話し合い、みんなで働く協同組合です。地域の課題を地域の人みんなで解決していくという、これからの時代に合った働き方です。NPO法人制度や一般社団法人制度とは一味異なり、設立にかかる時間も短縮できます。

2022年に施行されて以来、三重県でも法人設立が進んでおり、鈴鹿市では子どもの居場所づくりに取り組むコモンウェーブさんが新聞でも紹介されており、県内ではキャンプ場経営、高齢者介護などに取り組む法人が設立されています。

全国的にはヤングケアラー支援、空き家管理、買物支援、家事代行、自治会における地元産物の販売など様々な事業が取り組まれています。この制度がスタートして見えてきた地域ニーズにつきましては、本業を持ちながらも仲間と協力しながら自分らしく働く場をつくりたいというニーズ、また、自治会や地域おこし協力隊を中心に、地域の困り事解決のために地域づくりを仕事としたいというニーズ、また、企業や組織の退職後の時間を生きがいを感じながら元気に仕事がしたいというニーズなどに応えるものになっております。

三重県では、県を中心に市町、労働者、組合法人などで構成する県労協活用促進地域連携協議会が発足をし、県は厚労省から労働者協同組合の利用促進を図るためのデモ事業の委託を受けております。

昨年12月、県が開催をしました労協シンポジウムにハイブリッド方式で参加をさせていただき、勉強させていただきました。ワークショップも開催をされています。

また、令和9年2月末まで相談窓口も設置され、アドバイザー派遣の受付も開始されています。

まず、この協同組合の内容をお聞きする前に、1点目としまして、当町の地域の担い手、支え手不足の認識と地域活動状況について現状を伺います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご質問とかぶる部分がございますけれども、労働者協同組合についてお話をさせていただきますと思います。

紀北町の65歳以上の高齢化率につきましては、令和7年1月31現在で46.7%となっておりまして、約半分の方が高齢者となっております。日本全体で見ましても、2025年中には5人に1人が高齢者になると予想されているところでございます。

このような状況を鑑みましても、議員ご質問である高齢者支援の担い手、支え手不足が深刻であり、本町のみならず日本全体が抱える大きな問題であるということでございます。

町では、紀北町社会福祉協議会、各老人福祉施設、各福祉関係事業者、各ボランティア団体等との協力体制を築きながら、高齢者の方、困り事のある方などの相談支援を行っておりますが、近い将来、担い手である若年人口の不足により、高齢者を支える仕組みが危機的な状況を迎えることが予測されております。

このようなことから、議員がおっしゃっているように、高齢者の方が元気に過ごしていただくための健康づくり、高齢者の方が可能な限り働くことができる環境づくり、多様な就労環境の構築が必要不可欠であると考えておりますので、関係者の方々と協議しながら、支援体制の確保と施策を検討していきたいと考えております。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

当町の状況をお聞きした上で、2点目に移らせていただきます。

労働者協同組合法の意義と役所内での理解と共有について伺います。

労働者協同組合法は、新しい働き方を実現するものですが、その意義についてどのように認識をされていますか。また施行されてから2年が経過しましたが、役所内での理解と共有について伺います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、誠に申し訳ございませんが、認識がありませんでした。このご質問をいただいて、初めて知ったような状況でございます。そのことから担当のほうには答弁をいたさせますが、役所間の中でのどのような状況になっているかということ、担当からお答えさせます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

お答えします。

役場内での情報共有や取組の状況でありますけれども、現在は担当課の制度理解の段階であります。今後、各課職員に周知させていただき、多種多様な地域課題の解決に向けた施策であることの理解を深めてまいりたいと思っております。

また、三重県等が主催する研修会等にも積極的に参加させていただいて、周知していきたいと考えてございます。

以上でございます。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

この組合については、厚生労働省からも事例のユーチューブがたくさん出ておりますし、職員さんの研修教材にもなると思いますので、県の協議会研修も含めて進めていただきたいと思います。

それを受けて、一番大切なのが、行政としてどのような連携や関わりができるかということが一番重要になってくるんですが、その点について３点目の協同労働を推進する事業の取組について伺います。

先ほど福祉分野での課題等、支援のお話をお聞きしましたが、この事例の中には、空き家の管理とか家の片付け、移動手段や子育て支援などがあり、副業や兼業で事業をやってみえる方、またNPO法人から労働者協同組合に組織変更した事例もあります。不登校やひきこもりの経験者の方が自分たちの経験を生かし、居場所づくりや就労支援を行っているところもあります。

これは行政からの業務委託も可能であり、アイデア次第で福祉の分野をはじめ、地域の課題に対応する事業の可能性もあると思うんですが、今の時点で、この可能性についてどう思われますか。町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、先ほど申し上げたように紀北町の人口が65歳以上が約半分になってきております。そういうことも考えますと、これからのまちづくりには、高齢者の力がなくてはならないと思います。また、65歳以上、70歳過ぎの方も元気な高齢者の方がたくさんいらっしゃいますので、それらの方が年金と、こういったものでいただく給料というんですか、そういったものがあれば、より豊かな人生が送れると思いますので、有効な部分ではないかと思っております。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

先ほども言わせていただいたとおり、行政として労働者協同組合とどのように関わりができるかなんですが、ちょっと事例を紹介させていただきますと、広島市や京丹後市ではアドバイザー派遣を使い、協同労働組合の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む意欲のある高齢者を中心としたプロジェクトを立ち上げ、専門のコーディネーターをつけたり、経費の補助の支援も行い、支え合い活動のソーシャルビジネス化の推進も図っております。

社協さんが開催をしました支え合い講座にも私も参加をさせていただいたんですが、その中に支える側も、お願いする側もお互い有償ボランティアとすることで、あまり気を使わず頼みやすいのではないかという、そういう意見もございました。

また昨年、地方自治法の一部改正により、当町にも通知は来ていたと思うんですが、市町村の支援が受けられる、指定地域協同活動団体の創設もされました。これは、自治会や地域の活動団体が地域の協同活動を行い、市町村の公民館や行政財産の貸付けを行うことも可能で、また公園の維持管理など行政との随意契約もできるという、そういう指定地域協同活動団体というものもあります。

これらは行政が関わるため、市町村が条例で具体化する必要もありますが、これについては通知は把握をしていますでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも申し訳ございません。私は、この名前を一般質問で初めて知ったような現状でございますので、本制度について十分協議をしながら、役場全体を巻き込んでやっていきたいと思いをします。

今、我々の町の高齢者はシルバーセンターのそういう事業をお願いしてやっているような状況がございますが、こういったような地縁団体のような会社のようなものを作って、自主的にどんどん動いていけるようなシステムができれば、高齢者の方にも励みになるのではないかと考えております。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

これらのことを地域共生社会を推進するために、様々な方策があります。やはり住民サービスの向上のために、情報にはしっかりアンテナを高くしていただきたいと思います。

この協同労働についても、勉強した上で見極めて、しっかり対応を考えていただきたいと思います。

最後に幾つか事例と思ったのですが、ちょっと時間がありませんので、自分たちがやりたいことを仕事として展開し、地域の課題解決に貢献していく働き方は、大きな可能性を秘めていると思います。

行政の手が届かない部分への活動、まちづくりなどの活動の幅が広がることで、地域の需要と合致した事業が生まれ、働き方の選択肢の一つとして、労働者協同組合のことを町民の皆様にも知っていただき、地域課題に向き合ってください方を応援していただきたいと思います。

地域の皆様と労働者協同組合の情報共有について、最後答弁をいただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やはり行政側と住民の皆さんとのいろいろ相互理解によって生まれてくるような団体では

ないかなと思っております。こういった団体を作っていくのであれば、行政のほうがお力を貸しながら、協力していくことが重要ではないかと思っております。

高齢者の方が自分たちだけで立ち上げるというのはなかなか難しいのではないかと思いますので、そういうご相談があったら、そして啓発もしながら協力しながらやっていきたいと思えます。

入江康仁議長

これで大西瑞香議員の質問を終わります。

入江康仁議長

2時15分まで暫時休憩といたします。

(午後 1時 58分)

入江康仁議長

それでは時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 15分)

入江康仁議長

次に、11番 近澤チヅル議員の発言を許します。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

11番 近澤チヅル。3月議会の一般質問を行います。

2点、施政方針についてを問いますが、平和と残土問題についてお伺いいたします。

まず、平和について。

今年は終戦から80年の年になり、被爆から80年の時が過ぎています。今世界を見ると、あちらこちらで戦争が起き、世界が争いに向かっています。その中で、ロシアの侵略を受けているウクライナとアメリカが11日に高官協議を行い、ロシアとウクライナの30日間の一時的

な停戦案を提案し、ウクライナはそれを受け入れたと言われております。あとはロシアの出方次第という段階で、一步停戦に近づいた形になりました。

一方で、このことに伴い、国連での第3回締約国会議は3月3日から7日にかけて開かれました。当然のように、日本はオブザーバー参加すらしていません。そして、その前に行われました国連総会での核兵器禁止条約を支持する決議に反対している始末です。

また、国連の第2回締約国会議に参加していたヨーロッパのある国は、今回のNATOの言及により締約国会議自体を欠席し、世界に核の傘に頼るという大変厳しい状態になっているのも一つの現実です。

しかし、第3回締約国会議では、核抑止論を真っ向から否定し核廃絶を望むことが決議されました。私も第2回の締約国会議の傍聴に参加し、傍聴席から、そして一瞬を置いて、議場から、その決議案が成立したときの拍手、世界の人々とのその拍手の温かさ、豊かさ、それを今も忘れることはできません。

このように平和が日々一進一退の状態となっています。その中で、今年度の施政方針において、今年は昭和100年となる節目の年、さらに、広島、長崎への原爆投下と終戦から80年になる。現在も戦争や紛争により、世界各地で多くの尊い命が失われていることに深い悲しみを覚えている。

昨年のノーベル平和賞は、68年間にわたり核兵器廃絶を世界に訴え続ける活動を続けてきた広島、長崎の被爆者の全国組織、日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協が受賞された。ノーベル平和賞を担当するノルウェーのノーベル平和委員会は、核兵器のない世界実現を目指して努力し、核兵器は二度と使ってはならないのだと、目撃者の証言から示したを受賞理由としている。

日本被団協のノーベル賞受賞に敬意を表するとともに、核兵器の根絶と世界の恒久平和、広島、長崎の悲惨な体験を再び世界の人々が経験することがないように願っている。戦争体験者が減少するにつれて、戦争の悲惨な出来事が希薄化してしまう状況にあり、後世に戦争体験を引き継ぎ、平和の尊さを伝えることが重要と考える。そのような意味から、子どもたちに平和学習を通して平和を愛し、平和社会の実現に貢献しようとする人間を育てる教育を引き続き進めていく、とありました。

私は、同じ思いが書かれておりまして、感動から思わず涙が出ました。しかし、その後の文章には、肝心の何を紀北町としてなすのかが書かれていませんでした。思いがあっても実行に移す行動がなければ、本当の平和は守れないのではないかと思います。

紀北町として、具体的にどのような平和へのアプローチをするのか、町長の考えをお伺いいたします。

今言います。私の提案です。

1、まずは被爆体験や戦争体験に触れる機会を設けるべきである。また2つ目に、中高生を原水爆禁止世界大会に紀北町として派遣することを考えていただきたい。さらに3つ目に、核兵器禁止を国に求める署名を、紀北町のたくさんの活動がありますが、紀北町として先頭に立って行動していくことを求めたいと思います。

町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員のほうから、平和に対する思いをいろいろと述べていただきました。私のほうからは、戦争に対する考え方は議員と変わらずというところですが、世界ではロシア、ウクライナ、最近またこの辺がトランプ大統領になってから、いろいろとまた話が出ているところでございますが、現実には多くの命が失われ続けているところでございます。

日本においては、第二次世界大戦の終戦、広島、長崎への原爆投下から80年が経過し、戦争体験者が少なくなり、悲惨な戦争に対する意識が希薄化していると感じているところでございます。

それぞれ戦争に対して関心を持っていただきまして、おのおのでできることをやっていただきたいとの思いで、施政方針に取り上げさせていただきました。

被爆体験や戦争体験に触れる機会については、80年の節目に当たります戦争体験者のお話を聞く機会等について、遺族会などの関係団体と相談していきたいと、そのように思っております。

また、子どもたちのことにつきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきますが、まずは子どもたちの、ごみと一緒にしては申し訳ないですけども、やはり小さいうちから、いろいろなことで教育をしていただくことが大事だと思っております。

被団協が認められたのも、この80年間にわたって語り続けてきたこと自体が認められたことだと思いますので、語り続けることの重要性は認識いたしております。

後は教育長に答弁いたさせます。

入江康仁議長

中井教育長。

中井克佳教育長

町長の方針に沿って、小中学校でどう取り組んでいるのかということを報告させていただきます。

小中学校では、社会や道徳、総合学習の授業の中で、平和の問題について学習を行っております。これは9年間学び続けるテーマだと思っております。

中学校では、修学旅行において、修学旅行先として沖縄や広島など平和に関する学習を平和記念公園やガマの中で実施してきました。その中で、戦争や被爆の経験のある方たちから、戦争当時の人々の厳しい生活を聞き取り、実際に平和を願い、亡くなった人々が残した手記を読み、持続可能な平和の実現に向けて、国際的な取組を自分事として学び、平和集会を行ってきました。

なお、沖縄訪問は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で控えておりますが、令和5年度から広島や沖縄訪問を検討、再開する学校が今出てきております。

小学校では、発達段階に応じて、戦争に関する絵本、読書や児童向け映画の鑑賞、高学年では総合的な学習の時間として、地域の人たちから戦争中の小学生の暮らしを聞かせていただいたり、町に残された戦争の跡を巡って、平和に関する調べ学習などを行っております。また、小学校は8月の終戦記念日の前後に、それぞれの学校で平和集会を行っております。

戦争や被爆の体験者が少なくなっているからこそ、体験された方からの聞き取りと、その記録の重要性はより高まっているととらまえております。

なお、原水爆禁止世界大会について状況をお伝えします。

核兵器廃絶と平和の実現を目指して、国内外の専門家や市民が議論を深める場として、原水爆禁止世界大会は注目をしております。中高生にとっては、そこで世界各国の多様な立場の方たちの議論を通して、核兵器の使用がもたらす凄惨な影響を学び、平和の大切さをより深く実現することができると考えております。

また、日本だけでなく、世界の核問題や国際社会の取組について学び、原水爆禁止への取組の理解がより深まると考えております。

この原水爆禁止世界大会の派遣についてですが、昨年8月3日から9日の期間、広島、長崎を会場として、原水爆禁止2024年世界大会が開催されております。こうした大会が世界平和に貢献する意義は理解しつつも、紀北町としては、学生代表の派遣ではなく、GIGAスクール構想のもとで整備したICT環境を活用して、誰もがいつでもオンデマンドで学べる

環境を整えているところが現状でございます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

答弁不足なので、お答えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃった署名等についてのお話ができなかったので、お話しさせていただきます。

紀北町は平成18年6月、非核平和の町宣言を行っておりまして、平成24年も、ここからは私が町長なんですけれども、3月に平和首長会議に加盟させていただきました。平成29年6月、広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に、それから令和3年2月、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名、それから令和6年6月、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名、それから毎年、原爆展を開催して、核兵器の恐ろしさを周知している、このような行動を行っております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

たくさん紀北町としても様々な平和活動に取り組んでおられることは、重々承知しております。私も2010年に還暦記念に初めてNPT会議に出席して、世界の人々はどんなことをしているんだろうとワクワクして参加しましたが、アメリカで学んだことは、草の根の活動ということでした。自分の足元の一步を始めることが大切なんだということをアメリカまで行って学んで来ました。

それから、平和運動に特に関心を持つようになりましたが、戦争体験に触れること、体験についても、先ほど町長の答弁で戦争体験された方たちと協力してやっていきたいというお話もいただきました。

そして被爆体験につきましては、もうこの紀北町には一世の方はみえないと思います。私も子どもが相賀小学校のときに母親部長として、その当時、長崎で被爆された一世の方がおりまして、その方の体験を小学校の先生と協力して母親で聞いた、そういう機会を設けた経験もございますし、一世の方はノルウェーで体験を発表されました田中さんぐらいしか、何歳のときに被爆されたという方はおられないと思いますけれども、9か月のときに体験したとか、そういう生の声を私も去年の2024年、広島の世界大会へ参加し、分科会は被爆体験を

聞くという分科会でしたので、たくさんの知り合いができました。そういう人たちに声をかけたら、きっと紀北町にも来ていただけたらと思いますので、またその機会をぜひ作るように町にも要望して、私も頑張っていきたいと思います。そのことについても、お答えを願いたいと思います。

また、世界大会に派遣することについては、オンデマンドで私もZ o o mでいろいろな会議をしたり、Z o o mでいろいろな勉強会に参加しますが、やはり生で感じるものが何よりも大切だと、感動の思い、心は違いますね。生でそういう機会を味わうほうがですね。これも今までも広島へ行ったことがあるようですので、中高生に機会を与えていただきたいと思います。

今年のビキニデーでも、高校生、ビキニデーの司会を青年とともにやっておりました。交代で大人と一緒に広島の高校生がやっておりました。国連に行ったときも、長崎の高校生が来て、英語でスピーチをしておりました。ぜひ柔らかな頭の若いうちに、この経験をさせていただきたいと思います。

私がなぜこのように平和運動に関心を持つようになったのかなとよく考えてみますと、高校のときに修学旅行で長崎へ行きました。平和祈念館で胸が悪くなって早くバスに戻ってきたことを覚えております。それが出発点になったと私は今思っているところでございます。ぜひ世界大会へも参加をさせていただきたいと思います。

そして、キャンペーンも今、非核日本キャンペーンの大運動をということで行っております。日本政府は違うので、ぜひ3. 1 ビキニデーで1回目の大会の後、みんなの平和への思いが大きくなって世界大会が開かれ、そして署名運動が始まって、国民の半数の人がその年に署名に応じたという歴史があり、それが世界平和運動の始まりだと聞いております。

ぜひ、こういうことに対しても積極的に進めていただきたいと思いますので、最後になりますが、町長、教育長のお考えをお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろなお話を聞くのは大変結構なことだと思います。ただ、代表者という一部の人行ってもらおうのかという話なんですけれども、私自体は全体がそれぞれ教育していくと、被爆者の方も高齢化して、戦争をご存じの方も高齢化してきておりますので、生のお話を聞く機会も少ないとは思いますが、また、お越しいただくのも遠い場所にここはございます。

そういった意味からも、いろいろな手段を通じて戦争の悲惨さ、しては駄目だよということを知ってもらうのは大事だと思っております。そういう意味では、紀北町が行っております戦没者慰霊祭の作文、両地区で作っていただいておりますが、ああいうものを書いていただく、そこで思いが募ってくるのではないかと思っておりますので、そういうことを地道にやりながら、先ほどの被団協の話ではないですけども、語り継いで、ずっと行っていくことが必要だと思っております。

後は教育長から答弁させます。

入江康仁議長

中井教育長。

中井克佳教育長

いろいろな取組や経験を聞かせていただきましてありがとうございます。

平和については、まさしく経験者から本当にあったことを聞き、そしてそれを自分の中でしっかりと整理し、理解し、また次の世代へつなげていくと、そういった取組を続けていくことが必要だと思います。

つい先頃も、シベリアに長く拘束された方のお話を聞きました。寒い凍土の中に仲間を、友人を吊ったと。これで新しい暖かいところへ戻れるんだぞと言って、彼を吊ったと。それを聞いている子どもたちの表情というのは、本当にその場面にまるでいるかのように聞き取り、そして秋の学習発表会で、ほかの子どもたちに説明していた姿がありました。

実際の姿、実際の悲惨な事態を経験するのは、できるだけ避けたい、必ず避けたい。そのためにはやはり人ごととしてではなく、自分ごととしていろいろな経験を生かして判断できるように、その積み上げとして平和な社会ができるように取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

これからも皆さんと一緒に一步一步進んでいきたいと思っておりますので、次の質問に移ります。

2番、残土問題についてです。

施政方針には、「自然と共生の町宣言の具現化を目指し制定した紀北町生活環境の保全に関する条例に基づき、施策を進めてまいります」とあります。しかし、ここには上里の残土の問題は書かれておりませんでした。

令和5年から上里地区において、命の水の危険にさらされ、上里の自治会の方は、9月に785筆もの署名を集め町に届けられるなど、残土撤去を強く求めて、忙しい中、活動を進めておられます。

今後のことを考えれば、当然施政方針に盛り込まれるべき内容であり、同様の問題が今後発生することも十分に考えられます。紀北町として、残土問題にこれからどのように向き合っていくのかを聞きたいと思います。

1、2月27日に業者に措置命令が出されましたが、なぜこんなにも時間がかかったのか。令和5年8月には、残土が上里地区に運び込まれていました。これまでの現状と、町長の認識を聞きます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、残土のことです。上里地区をはじめ、町民の皆さんに大変ご心配をかけた案件です。

ただ、この問題につきましては、大変デリケートな部分も含まれるのも事実です。我々としては今後、こういった措置命令に至るまでにどういったことをやればいいのか、それを弁護士の皆さんとも県とも相談しながら進めてきたわけです。

こういうものは以前からも言っているんです。一步間違えるとせっかく対応してきたことも無駄になるようなこともたくさんございますので、我々としては個別に一つ一つ確実に進めてきて、このような時間がかかったということですが、地区の皆さん、それから町民の皆さんに大変ご迷惑、ご心配をおかけしましたが、そういうふうに詰めていかなければいけない事案であったということをご理解いただければ幸いかなと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

私は令和5年8月議会、そして2024年度はこれで4回目、合計5回目残土について質問をさせていただいております。いつもそういうお答えがありましたが、私も振り返りたいと思います。

令和5年8月には、上里地区に残土が運び込まれていました。私はその年の12月議会に初めて残土問題について質問をしました。先ほどはちょっと失礼しました。間違えました。

その回答として、町長は、令和元年7月1日に紀北町生活環境の保全に関する条例ができ、その後、条例に抵触するような事例はありませんでした。

しかし、令和5年の8月以降に土砂の搬入が、上里地区、大河内川沿いの民有地に3か所確認されたという回答がありました。そのうちの1か所につきましては、施工規模が町条例の適用規模を超過し、三重県条例の適用案件とみられることから、三重県と連携して条例に基づき厳正に対処していきたいと回答しておられました。

そのときの私の思いといたしましては、町条例の規定にある1,000㎡を超え、県の規定にかかる3,000㎡に迫る規模であるので、町条例には違反しているが、県とも協力してということで、この時点で紀北町として条例違反として最終的には措置命令なども検討し、行動することもできたと思いますし、実際に私は確実に町条例に違反しているのだから、県の指導も大切ですが、町独自の違反を厳しく追及していただきたいと、12月議会で言いました。

そして、その上で条例改正を、県外残土の搬入禁止と、届出でなく許可制にすべきだと提案もいたしました。これについては、町長は届出も許可も違いはそうはないんだよ、同じ効力があるんだよとおっしゃられ、なおかつ、3か所確認された残土のうち2か所は1,000㎡未満で、町条例に抵触していないので今後見守る。1つについては、県の基準にかかるかもしれないので連携をする。事業者には指導警告を行っているとのことでした。

この対処は私は非常に甘く、確かに指導はしても、現実の結果的に2か所も残土が積み上げられてしまいました。

私はこのときの判断が既に間違っている、紀北町長として紀北町を守れていないのではないかな。もう過ぎ去ったことではございますが、町長はそれでよかったとお思いでしょうか、見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この問題は、それぞれのタイミング、タイミングで議会の皆さんにもご説明し、条例のことについても相当な時間を要したのは記憶しております。そういったことから、意見の違い等もあったのも事実でございます。

我々といたしましては、県や弁護士と、その当時もお話しさせていただきました。検討しながら、どこがちょうどいい条例なのかということで、先ほど許可と届出、そういったことも相当時間を要して議論してきたように思います。

そして、その条例が議会で議決して、いろいろとぎりぎりの賛成とか反対があったんですけど、その条例が機能してというか、条例の範囲内の盛土はあったんですが、今問題になっている2か所の問題については、明らかに条例違反ということがございましたので、対応させていただいております。

これまで上流のほうも県と議論しまして、議員の皆様から、この1,000㎡超えた時点から町じゃないかというお話はずいぶんいただきました。我々もそういうことも話の中で、県条例がかかっているものに対しましては、県条例で対応しなければいけないと、対応するようになっているということで、弁護士や県の方にもお話を聞いて見守ってきたわけなんです、それが突如として県には申請しないよというような話になって、町条例扱いの中で今、上流、下流という形でさせていただいております。

ですから、そのときそのときの判断で異論があったのは十分承知しております。そういう中でも今ここに至って、措置命令を出すような形になりました。本来、我々といたしましては、あつてはならないことがあつてしまったのも事実でございますので、条例に基づいてしっかりと対応してきたということでございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

引き続き私も振り返ります。

昨年の6月議会で2回目の質問をいたしました。このときの町長の答弁は、県条例も町条例も機能しているとし、あくまでも条例を事業者が守っていないことが問題だとおっしゃっております。この点につきましても、私も非常に悪質な業者であると思っております。

ただ同時に、県に何とかしてほしいとばかり回答しているのも特情なんだなと私は思っております。さらに、その際に、県に申請する前に、事業者がこういった埋立てをすること自体が条例違反であると思っただけでもお答えになっております。かつ県は、許可制で申請があつてから県の許可がないと一切残土を入れられないということになっているともおっしゃられました。この時点で、12月において許可制と届出制が同程度の力を持っているということが崩されてしまっているように私は思いました。

やはり許可制を取っていれば、許可がなければ一切土砂は入れることができないんだということを認めている発言だったと私は思います。届出制と許可制、違うというものと認識されたのではないかと思います、町長の見解を問います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員がおっしゃったのは、少し私達の感覚からずれたような感じが受けました。届出制も許可制も一定の申請をしなければスタートができません。その申請の中には、住民への説明とか地権者の了解とか、そういったものがございますので、そのスタートすらできていなかったのが今回の事案でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

ずっとずれていたから今の現状があるんだと思います。そして、9月議会でも引き続き私は残土問題を取り上げました。このときに事業者は、あらゆる申請をせず盛土を続け、県の条例の3,000㎡は一旦終わったんですけれども、また元に戻しておりましたし、許可申請をする意思はあっても、行うのかどうかの最終確認が県から事業者に行われているという回答がされております。

申請がされないといった場合、今度は町条例に抵触している事案として、弁護士とも相談しながら紀北町でも的確に対応していく必要があると、今おっしゃいました。このような時点でようやくです。でも、1年以上過ぎています。今まで県に頼って、県が指導するからと言っていたものが、ようやく紀北町の条例に抵触していると認めているのです。遅過ぎます。これ去年の9月の時点です。

また、この9月議会で、盛土規制法などが変わり、町長も「法が厳しくなります。それによって法律違反があるのであれば、より厳しい罰則が適用される。それは国の法律という上位法だからです。状況を見定めつつ、法律が適用されるのか、条例が適用されるのか。それならば、県の条例が適用なのか、町の条例が適用なのか、今後、県とともにやっていきたい」と、9月議会で答弁されております。

この期に及んで、町長は上位とか、どちらが優先とかと発言されておりました。しかし、この考え方が、私とのずれの原因なのではないかと思います。

本来、法律は国が決めますから、きめ細かいところまでカバーはしきれないのは当たり前の話です。だから条例でそれをカバーする。国の次に県がそれを行い、さらに小さな市町がそれをカバーする。どちらが上とかではない。そのように環境学会の紀北町でお世話になっ

た畑先生もおっしゃっておられます。まさに、紀北町条例という宝を持ち腐れに、失礼ですが、してしまったのではないかと私は考えます。町長のそのような考え方がずれの原因であると私は思っております。再度、町長の認識を問います。

また、盛土規制法がどのように変わったのか、ここでもう一度お尋ねいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には、県が、町がという話なんです、その条例の範疇がどこであるかというのが大事になってきます。上位、下位とかいうこともあるんですが、最初の頃の範疇は県であったということでございますので、その県の範疇から外れてきたときに、町条例でこうやってしっかりと対応していくということでございますので、上、中、下とか、そういう感覚ではなしに、この案件、この事案は、どちらの条例を適用するのが適切かという判断でやってきましたので、そこはご理解いただききたいと思います。

後のところは、担当のほうからお願いできますか。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

まず、盛土規制法の改正と議員は言われたのですが、盛土規制法自体は改正していません。宅地造成等規制法というものを改正されまして、宅地造成及び特定盛土等規制法という名前になったものでございます。

これの概要といたしましては、盛土等による災害から国民の生命、身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するという法律で、三重県では本年の6月より規制が行われる予定です。

概要といたしましては、隙間のない規制、盛土等の安全性の確保、責任の所在の明確化、実効性のある罰則の措置というものが盛り込まれております。ただし、盛土規制法だけでは、土質や水質などに関する規制を盛り込まれていないため、引き続き町条例や県条例と併せて、より隙間のない規制をしていきたいと考えております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

認識の違いが、誤っていたところをお詫びいたします。

この罰則、盛土規制法に実効性のある罰則というものがありますが、それは町条例よりも重いと思いますが、実際はどのようなのでしょうか、お伺いします。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

この法律の罰則といたしましては、条例による罰則の上限より高い水準に強化されておりまして、最大で懲役3年以下、罰則は1,000万円以下、法人の加算されるものは3億円以下となっております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

厳しい罰則ですね。そういう実例もございます。

それでは最後の、今後、紀北町としてどうしていくのかについてお尋ねいたします。

2月27日に事業者に対して町からの措置命令が出されました。これによって、命令後、1か月以内に積み上げられた残土を撤去することが科されました。これが完全実施されることが、上里区民から最も望まれていることです。

そして、二度とこういうことが起こらないように条例改正がなされるべきであると思いますが、再度町長の考えをお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは議員の皆様にはお示したように、完全に撤去して原状復旧、そういうことになっておりますので、我々は求め続けていくということになろうかと思えます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

もう少し具体的に、撤去はどういう基準で、本人さんはできないとおっしゃっていましたが、そうなるとうなるのかお伺いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々が出しているのは措置命令なので、してもらわなければいけない、これを言っているわけなので、我々としてはその事業者で撤去してくださいと強く命令を出したのがあの文書でございますので、ご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

頑張ってぜひ撤去していただきたいと思います。

9月議会で、町長は、「法に違反しているようであれば」、ちょっと先へいきますけれども、過去に戻りますけれども、「罰則は適用される」とおっしゃっております。「もし法に抵触するのであれば、そういう形で指導、告発もしていく」と答えられました。実際のところは、その後、考えはもう今、撤去に徹するとおっしゃられましたが、9月議会でもこういうお答えもありましたので、できる範囲でお答えをお願いしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのことも踏まえて検討していくということでございまして、これは罰則は司法の判断になりますので、我々としたら、現行の事業者が条例違反であるということで、名前も公表させていただいたところございまして、刑罰の問題になると、今度司法の問題になりますので、警察とも相談しながら、どのような対応をしていくのかということを考えていきたいと思えます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

さらに、また遡って申し訳ありません。12月議会でも私は一般質問を行っております。その回答として、町長はその時点で「パブリックコメントも終了しているし、県条例、国の盛土規制法とも整合性の取れる、よりスムーズにいくような条例改正に紀北町も進めていきたい」と答えておられます。

条例改正に向かってどのような進捗状態になっているのか、土地をどうするというこ

大事ですけれども、二度と起こらないようにするには、やはり条例改正だと思いますので、再度お尋ねいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはそのとき答弁させていただいたと思うんですが、国の盛土規制法が改正されまして、それに基づいて県のほうも改正されるであろうと。それで県のほうも改正されたら、いつもの条例と一緒に、その整合性を取りながら改正していくというような答弁をさせていただいたように思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

12月議会からその後、進展はそこのところはしていないというところでよろしいのでしょうか。

また、条例改正につきましては、私は県外からの残土の持ち込みが核になると訴え続けてきました。町長は今までそのことに関して、残土の移動を国の法律で認めているのだから、条例で止めるのは難しいというお答えがよくあったと思います。その根拠になるものは、先ほどから上位法というものは無いというお話もありましたが、そこにあるのではないかと思います。

ないとおっしゃって、また弁護士の村田先生も、昔は国、県、市、町と上下があった。しかし、今は皆平等である。自分の町の条例が一番強く、一番自分の町を守ることができる。だから町条例を作るんだとおっしゃっております。同じ弁護士として、そのことを町長に、今の弁護士の方はあまり言っていないのではないかと私は思います。結果として長くかかりました。

これについて畑先生が夕べおっしゃっておられました。許可をいただいておりますので、言います。このような事態になったことも含めて、顧問弁護士を代えるべきだというお話もいただいております。やはり弁護士によって違いますね。どういう方向で、町民の皆さんの安全を守ってくれるのか、そこが違ってくると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

条例についても許可制、核は県外からの残土の持ち込み禁止。そして、1,000㎡では大き過ぎて今回の問題もあると思います。小さくすることなど条例改正を求めます。

そして、私は今まで、悪質な業者を前に、いろいろ遅かったということをさんざん言ってきましたが、今回の措置命令に踏み切った町長におかれましては、最後は、町を守るための英断をされたと思っております。これは心からリスペクトしております。そして、大いに評価できる部分ではないかと思っております。

どうぞ条例改正をして、上里の皆さんが毎日安心して命の水を飲み、そしてその地で暮らせるよう、その願いを込めた条例改正に、署名用紙にも書いてあります。こうしてくださいということを書いてあります。どうぞ町長のもう一度のご英断をしていただきたいと思います。条例改正についてお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一番強いのが町条例というようなことをおっしゃいましたが、それは間違っていると私は、私の考えですよ、思います。一時期、ある方が1,000万円の罰金だとか、いろいろなことをおっしゃっていました。これはもう地方自治法のそういう罰則からみ出ているので、無理ですよというお話もさせていただいたような記憶がございます。

そういったように、元々の法とか、そういったものを無視して、では、そのときも言ったような気がする、道路を車は左を走りましょうと、町条例で右を走ると、車など法律ではなしに町条例のほうが強いのですかというようなこともどこかで話をしたような記憶もあるんですけれども、ないですか。私自体はそういうふうに思っておりますので、やはり法律には準拠したような条例であるべきだと思っておりますので、そのところは貫してそういうご意見を私は出させていただいておりますので、そういった形でさせていただきたい。

ただ、今回もこういったことが起こりまして、抑止効果というのが生まれてきております。うちは条例もあった、そしてそういう措置命令も出した、ではほかに紀北町に今、残土が入っているのかと、今入っておりませんね。

ですから、この条例自体の目的も、そういった抑止効果がどれだけ生まれるかということにも大きな重みを置いております。そういった意味では、今現状では他の残土の搬入が行われていないということは、大変大きな抑止にもなりますし、条例につきましては、今までの考えのもと、盛土規制法とか県の条例の改正に沿ったような改正にしていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

核兵器もそうですけれども、抑止論では駄目なんです。元を絶たないと。そういう条例に変えていかなくては、町民の皆さんの、平和、戦争に対するものはもちろんですけども、誰もが住み慣れたこの紀北町で、笑い事じゃないんですよ。住み慣れたこの地で住もうと思って、隙間があったからこういうことが起こったんですよ。

その抑止論は私、絶対駄目だと思いますし、絶対にそういうことの起こらない条例に改正して、町民の皆さんを守っていくのが、町長としての一番の責務だと思っています。

回答は変わらないのかもしれませんが、笑わないで真剣に答えていただきたいと思っています。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これ本当に、以前ずっとお話ししておりましたね、憲法があって、国の条例、この条例も地方自治法によると、目が見えなくなってきたんでね、申し訳ない。代わりに総務課長から朗読いたさせます。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

それでは、私のほうから代読をさせていただきます。

地方自治法第14条で、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項、これは市町村の事務になるんですが、事務に関し条例を制定することができるという規定がございまして、まず法令に違反することは駄目ということで、こちらの地方自治法で規定をさせていただきます。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

もう最後になりますけれども、そうでないと、法律に違反するようなことはいけないというのは、もう当然だと思いますね。でも現実には、千葉県印西市とか、そういう市町では作っ

ているんですよ。だったら、作れないということですね、そういうことになれば。

ですから、実際にあるのですから、作って守っていただきたい。そうすることが本当に町長の一番の仕事だと思います。そういうことを乗り越えて、作っている市の条例はあります。そのことを最後に申し上げまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

入江康仁議長

これで近澤チヅル議員の質問を終わります。

以上で通告済みの質問は全て終了いたしました。

入江康仁議長

本日はこれで散会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでした。

(午後 3時 9分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 7月 9日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会副議長 奥村 仁

紀北町議会議員 岡村哲雄

紀北町議会議員 大西瑞香